

令和5年度 事業計画

目 次

1. 基本理念	1
2. 令和5年度松里福祉社会事業方針.....	1
3. 事業の概要	2
4. 評議員選任・解任委員会.....	2
5. 理事会・評議員会.....	3
6. 理事・監事・評議員.....	3
7. 理事・監事・評議員会議(日程及び議題).....	3
8. 年間行事予定.....	4
9. 人材確保	4
10. 人材の育成及び定着.....	5
11. 防災対策	5
12. 苦情解決	6
13. ボランティア育成.....	6
14. 虐待防止・身体拘束等適正化委員会.....	6
15. 開所日	7

1. 基本理念

私たちは日々の生活の中で支援を必要としている人たち一人ひとりを尊重し、安心して生活できるための質の高い創造的なサービスの提供を目指します。

さらに、地域の新しい福祉文化の担い手としての役割を果たして行きます。

2. 令和5年度松里福祉社会事業方針

社会保障審議会障害者部会から出された障害者総合支援法改正法の施行後3年の見直しについての報告書のなかで、今回の見直しの基本的な考え方の柱として、「障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり」、「社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応」、「持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現」の3つの基本的な考え方が示されて、障害者自身が主体であるという考え方を前提に、行政や支援者は、「ともに生きる社会」の意味を考えながら、当事者自身の言葉や発信をそのままに受け止め、当事者の目線を大切に当事者を中心として取り組み、地域住民の障害理解も促進していくことが重要である。また、家族への支援を含め、障害者の生活を支えていくという視点が重要であると記されています。

松里福祉会では、これまでも「住み慣れた地域の中で、利用者が主体となって生きる」ことの支援を続けてきました。日中活動の支援から始まった松里福祉会の取り組みも、その時々利用者の必要性に答えることにより、現在では宿泊機能・相談機能・居住機能を加え、令和3年度には、松戸市より「小金基幹相談支援センター事業」、「松戸市地域生活支援拠点緊急一時保護運営業務」を受託し、松戸市の福祉の向上の一翼を担っております。

令和5年度もこれらの事業を松戸市から受託し、社会福祉法人として一層の公益性と専門性を発揮するとともに既存の相談支援事業との一体的な体制づくりと運営を図りつつ、地域における包括的な支援体制の整備に向けて積極的に取り組んで参ります。

施設整備に関しては、施設の老朽化が著しい第二わかば園の改築に着手することとなりましたが、建築資材の高騰、人件費の上昇により、工事費が当初の想定を大幅に上回る見込みとなり、法人全体の今後の施設整備計画の再検討が必要となっております。わかば園、小金わかば苑については、施設設備に対して必要な修繕を行い、将来の建替え時期に備えていきます。

持続可能で質の高い障害福祉サービスを実現するためには、人材の確保、育成、定着が不可欠であり、国が示している管理者やサービス管理責任者等への専門職(社会福祉士、介護福祉士等)の任用を当法人においても積極的に推進するためにキャリアパスを見直すとともに、OJT,Off-JT あらゆる機会を通じた研修を行い、職員一人ひとりの成長をサポートすることを通じて、専門職としてお互いに高めあう組織風土の醸成を促してまいります。

難しさを増す中での事業運営となりますが、社会福祉法人としての社会的、公益的な役割を果たすべく事業に取り組んで参ります。

3. 事業の概要

- ① 施設・事業所における感染防止の徹底等として、感染症の発生及びまん延防止のための委員会の開催、指針の整備、訓練の実施、「業務強化に向けた取り組みの強化」として、業務継続計画(BCP)の策定や研修及び訓練の実施が令和6年度より義務付けられることから、段階的に準備をすすめる。
- ② 社会福祉法人として一層の公益性と専門性を発揮するとともに松戸市の障害福祉の向上に寄与するため、地域生活支援拠点・小金圏域基幹相談支援センター・緊急一時保護等を受託・運営し、地域における包括的な支援体制の整備に向けて具体的に取り組む。
- ③ 建物の老朽化が著しい第二わかば園の改築に向けた準備をすすめるとともに、各事業所の必要な修繕を行い、改築および大規模改修に備える。
- ④ 営業形態（時間・開所日数等）のあり方について、把握したニーズを基に検討する。
- ⑤ 利用者が安心・安定した地域社会生活を送るための居住支援の整備について検討する。
- ⑥ 人材確保に向け、求職者に直接訴求する採用活動について具体的に検討、実施する。また国が推進する働き方改革に合わせた多様な雇用・勤務形態を設定し、幅広く人材を求めていく
- ⑦ 人材育成と定着に注力することとし、各種研修を積極的に実施し職員の資質の向上をはかる。また、人材育成システムの具現化としてキャリアパスシステムを運用するとともに人事考課制度の導入に向けて準備をすすめる。

4. 評議員選任・解任委員会

定款業務の目的に従い、必要に応じて評議員の選任・解任について審議し、決定をする。

区 分	氏 名
監 事	木元 六郎
監 事	青木 武昭

区 分	氏 名
職 員	雑賀 直人
外部委員	笠木 崇

5. 理事会・評議員会

① 理事会

法令及び定款を遵守し、定款業務の目的に従い、社会生活支援のための行事を計画決定し、事業を行なうとともに、理事の職務執行の監督をする。ただし、日常の軽易な業務は、理事長が専決し、これを理事会に報告する。

② 評議員会

法令及び定款を遵守し、法人運営の基本ルール・体制を決定するとともに、事後的に法人運営を監督する議決機関とする。

6. 理事・監事・評議員

理 事
並木 幸雄
前田 勝子
吉野 孝道
金安 章雄
青柳 孝

監 事
木元 六郎
青木 武昭

評議員
小暮 利夫
小嶋 功
嶋根 孝一
高橋 功
中村 康子
泉 幸江
山口 真理子

7. 理事・監事・評議員会議(日程及び議題)

日 程	議 題
令和5年 5月 日	令和4年度事業報告及び決算報告
令和5年 10月 日	
令和6年 3月 日	令和5年度補正予算及び令和6年度事業計画及び予算等

※その他、必要に応じて開催する。

8. 年間行事予定

	行事関係	バザー関係	保健衛生	研修関係	職員親睦
4 月				新任職員研修	
5 月		福祉ショップ		新任職員研修	
6 月		ふれあい広場 (常盤平団地地区社協) 福祉ショップ	胸部レントゲン		
7 月			内科健診	関東地区知的障害者 福祉協会職員研修会 全国施設長会議	
8 月	夏季休業 8/13～8/15 納涼祭(第二わかば園)				暑気払い
9 月	千葉県ソフトボール大会 秋祭り(小金わかば苑)			生産活動・就労支 援部会職員研修会	
10 月	スポーツのつどい	ふれあい広場 (小金地区社協)		知的障害関係全国大会 新任・2 年目職員研修	
11 月		ふれあいフェスティバル ふれあい広場 (常盤平地区社協)	予防接種	全国日中活動支援 部会 スキルアップ研修	
12 月	さわやか芸能発表会 冬季休業 12/29～1/3	福祉ショップ		主任研修	忘年会
1 月	始業 4 日	福祉ショップ		千葉県知的障害者 福祉協会施設長研修 3 年目職員研修	
2 月		手をつなぐ作品展 福祉バザー	内科検診 職員健康診断	自立支援セミナー スキルアップ研修 虐待防止研修	
3 月		福祉ショップ		新任・2 年目職員研修	

9. 人材確保

(1) 目的

利用者の充実した生活及び法人の安定した事業運営・拡大に対応するための人材確保に取り組む。

(2) 内容

①企画・運営への参画を推進するとともに必要に応じて予算を執行する。

- 1) 就職フェアへの出展・募集媒体の活用
- 2) インターンや施設見学等の企画・提案・運営
- 3) 法人ウェブページ等の情報発信ツールの提案・見直し

②実習生や見学、ボランティア等の積極的受入れ及びフォローアップに伴い、直接的な求人アプローチにつなげ、各事業所特性に合った人材確保を推進する。

- 1) 魅力ある職場づくりの実践
- 2) 実習生や見学等の拡充及び学生のニーズにあった企画の提案・実施
- 3) 法人ウェブページ等による広報の充実

③地域において障害福祉の啓発活動を実施し、障害のある人に対する理解を広げるとともに若年層への魅力発信を行い、障害福祉への意識改革を図る。

- 1) 教育機関との連携を推進
- 2) 施設見学及び職場体験等の機会提供及び福祉職の魅力発信の実施

10. 人材の育成及び定着

(1) 目的

職員の資質の向上を図り、サービスの質の向上につなげるとともに職員の定着に向けた取り組みを行う。

①育成

- 1) 法人内の統一した研修及び外部講師を招いての研修
- 2) 新たなキャリアパスの導入、人事考課システムの検討・構築

②定着

- 1) 魅力ある職場となるような「働き方改革」の推進
- 2) 事業拡大、社会情勢に適した新たな雇用・勤務形態の提案

11. 防災対策

(1) 目的

地震・風水害等の自然災害時にも全職員が適切に対応し、利用者の安全確保につなげられるよう、ご家族及び地域との連携を推進することで、有事においても最善の対応が円滑にできるように準備を進める。

(2) 内容

- 1) 災害時対応マニュアルの見直しと周知徹底
- 2) 近隣の他法人及び地域住民との災害時の協力体制の推進

1 2. 苦情解決

(1) 目的

法人の経営する施設が提供する福祉サービスに係わる苦情解決について、適切な対応を図り、施設利用者及び家族の信頼に応えるとともに、福祉サービスの向上に努めることを目的とする。福祉サービスの改善・向上を図ることを目的とする。

(2) 内容

- ① 苦情解決責任者・苦情受付担当者を置き、随時苦情を受け付ける。
- ② 受け付けた相談に対し、サービス向上改善委員会がその改善・調整を行う。
- ③ 苦情解決にあたり社会性や客観性を確保するとともに、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を図るため、公平・中立的な立場にある苦情相談員を置く。

(3) 苦情解決責任者・苦情受付担当者

苦情受付担当者は各施設2名、苦情解決責任者は各施設の施設長とする。

(4) 苦情相談員（第三者委員）

飯生 晴美

関根 恵子

1 3. ボランティア育成

(1) 目的

人が人を支える社会福祉という組織活動は、マンパワーが最も必要かつ重要であるが、それには相手の立場に立って物事を考えることができ、心情に対し心配りのできる思いやりの精神を持った人が相応しいと考える。このような人材を育成するために、学生を中心に啓発活動を行い、ボランティア活動への参加を積極的に働きかけ、将来の福祉の担い手の養成を目的とする事業を法人として推進する。

具体的な方法については各施設単位で取り組むことを基本とし、必要に応じて法人全体で行うことにより、人材育成に寄与することを目的とする。

1 4. 虐待防止・身体拘束等適正化委員会

(1) 目的

利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と自己実現のための支援を妨げることのないよう、定期的に又は適時、委員会を開催し、虐待の防止並びに再発防止、身体拘束等の適正化に努めることを目的とする。

(2) 役割

- ① 虐待防止のための計画づくり
- ② 虐待防止・身体拘束の適正化についてのチェックとモニタリング
- ③ 虐待(不適切な対応事例)の未然防止及び発生後の検証と再発防止策の検討
- ④ 虐待防止・身体拘束適正化のための研修の開催

15. 開所日

(1) 生活介護

(わかば園、第二わかば園、小金わかば苑、ワーク・ライフ まつさと)

開所日 249 日

4月 日 月 火 水 木 金 土 21日 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 営業日 昭和の日	5月 日 月 火 水 木 金 土 21日 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 憲法記念日 みどりの日 こどもの日 営業日	6月 日 月 火 水 木 金 土 22日 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30
7月 日 月 火 水 木 金 土 20日 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 海の日	8月 日 月 火 水 木 金 土 20日 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 山の日 夏季休業 夏季休業	9月 日 月 火 水 木 金 土 20日 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 敬老の日 秋分の日
10月 日 月 火 水 木 金 土 22日 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 体育の日 営業日	11月 日 月 火 水 木 金 土 21日 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 文化の日 勤労感謝の日	12月 日 月 火 水 木 金 土 21日 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 営業日 冬季休業
1月 日 月 火 水 木 金 土 20日 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 元旦 成人の日 営業日 冬季休業 冬季休業	2月 日 月 火 水 木 金 土 20日 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 振替休日 天皇誕生日 営業日	3月 日 月 火 水 木 金 土 21日 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 春分の日 営業日

(2) 就労継続B型

(こころば まつさと、ワーク・ライフ まつさと)

開所日 241日

4月 20日 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 昭和の日	5月 20日 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 憲法記念日 みどりの日 こどもの日	6月 22日 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30
7月 20日 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 海の日	8月 20日 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 山の日 夏季休業 夏季休業	9月 20日 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 敬老の日 秋分の日
10月 21日 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 体育の日	11月 20日 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 文化の日 勤労感謝の日	12月 20日 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 冬季休業
1月 19日 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 元日 冬季休業 冬季休業 成人の日	2月 19日 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 建国記念の日 振替休日 天皇誕生日	3月 20日 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 春分の日

令和 5 年度
わかば園支援事業計画

目 次

1.	施設運営の指針・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2.	利用者状況・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3.	日中活動支援・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4.	防災計画・・・・・・・・・・・・・・・・	6
5.	苦情解決について・・・・・・・・・・・・・・・・	6
6.	サービス向上について・・・・・・・・・・・・・・・・	6
7.	家族との関係・・・・・・・・・・・・・・・・	7
8.	地域との交流・・・・・・・・・・・・・・・・	7
9.	ボランティア育成・・・・・・・・・・・・・・・・	7
10.	実習生（支援者）の受け入れ・・・・・・・・	8
11.	職員研修・・・・・・・・・・・・・・・・	8
12.	職員会議・・・・・・・・・・・・・・・・	10
13.	支援形態・・・・・・・・・・・・・・・・	10
14.	日課・・・・・・・・・・・・・・・・	11
15.	年間行事予定・・・・・・・・・・・・・・・・	12

1. 施設運営の指針

障害福祉事業での利用者への虐待が増加傾向にあることから、令和 4 年度、厚生労働省は全サービス事業に対して、障害者虐待の更なる推進のため、「虐待防止委員会の設置」・「従業者への研修の実施」・「虐待の防止等のための責任者の設置」を義務付けました。この流れを受け、事業所として虐待防止の推進と支援の質を向上させることを目的とし、独自の取り組みとして福祉専門職を目指す実習生に対して、職員の支援者としての姿勢を問う施設モニタリングを実施してきました。結果として、業務や対人関係の慣れという隙をついて出てくる不適切な行為がいくつか挙げられていたことから、令和 5 年度を迎えるにあたり、職員間で状況を確認し合い、支援のあり方を振り返ってきました。改善に向けた具体的な指示のもと積極的な行動変容を促したいと思います。

また、この取り組みは、支援者が自身では気づけない不適切な行為を改善していくきっかけとして、また、閉塞的でない風通しの良い施設運営の一つの手法としても効果的であり、令和 5 年度以降についても継続して取り組んでいきたいと思います。

令和 4 年度の年間研修計画に位置付け実施した事業所の自己評価については、支援の質向上に向けた組織的・計画的な取り組みに係る点として、ケース会議の回数及び開催の内容に工夫・変更が必要であるとする結果がまとめられました。このことから、年 4 回、グループを交代しながらケース会議を実施することを基本形態とし、情報共有・支援検討・状況報告の場として機能させ、幅広い年齢層からなる利用者の個別ニーズに応じた支援実践につなげたいと考えます。

法人の施設整備計画は、建築資材の高騰、人件費の上昇により、工事費が当初の想定を大幅に上回る見込みとなっていることから、今後の計画を再検討する必要が出てきている状況にあります。このことから、改築（又は改修）を見越して手を付けずにいたハード面に対する対処・修繕、及び支援上必要な構造化等の整備について、これからの計画のあり方も踏まえ、状況に応じて対応していきます。

基本理念

私たちは日々の生活の中で支援を必要としている人たち一人ひとりを尊重し、安心して生活できるための質の高い創造的なサービスの提供を目指します。

さらに、地域の新しい福祉文化の担い手としての役割を果たしていきます。

基本方針

- ① 松里福祉会職員倫理綱領を遵守し、利用者の人格を尊重するとともに、個人の必要性に応じたサービス・細心の配慮を行うことを心がけます。
- ② 本人主体を中心に、家族・地域・行政・関係機関との連携を積極的に行い、利用者の地域生活の支援体制を確立することを目指します。
- ③ 職員は利用者のエンパワメントを軸に置いた支援を構築し、チームワークを大切にし、利用者の生活を誠実に責任をもって支えていきます。
- ④ 地域のマンパワーの活用・人材育成を行い、開かれた施設を目指します。
- ⑤ 地域で暮らしている人たちに対して、必要なサービスを提供していきます。
- ⑥ 権利擁護の意識を徹底し、利用者の代弁者としての役割を果たしていきます。

2. 利用者状況

(1) 性別・年齢構成

年 齢	男 性	女 性	合 計
18歳～20歳未満	1	1	2
20歳～25歳未満	2	1	3
25歳～30歳未満	4	1	5
30歳～35歳未満	6	2	8
35歳～40歳未満	3	4	7
40歳～45歳未満	0	2	2
45歳～50歳未満	10	2	12
50歳～55歳未満	9	4	13
55歳～60歳未満	4	1	5
60歳～65歳未満	2	0	2
65歳～70歳未満	2	2	4
合 計	43	20	63

(2) 障害支援区分

区 分	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	未 済	合 計
人 数	0	0	3	6	14	40	0	63

令和 5 年 4 月 1 日見込

3. 日中活動支援

(1) 作業活動領域

①作業活動の目的

施設利用者の社会参加と自己実現を図るための活動の一つとする作業は、社会的に何らかの生産性があるか、または、やがてそれに結び付けられる支援を行なう。また、支援にあたっては本人の選択、決定を重んじ、活動そのものの社会化を図る。

②作業活動の基本的方針

- 1) 本人の達成感の重視
- 2) 生活リズムと情緒の安定
- 3) 支援者とのコミュニケーションの媒介
- 4) 社会的生産活動

※ 4) 以外の基本方針については利用者の個別ニーズに応じる

③作業活動の支援形態

基本的作業種は、陶芸、縫製、環境整備、受注（箸入れ・パッカー・カプセルトイ・教材分別・シートアンカー 等）などとする。

支援形態（集団）については、基本的にはグループを設けるが、活動においてはあくまでも個々のニーズに応じたものとする。

④作業収益金

生産活動にかかる事業の収入から、事業に必要な経費を控除した額の範囲内で、工賃を支払う。

（２）生活活動領域

①目的

日常の生活を確実に維持しつつ、さまざまな場面で楽しみを広げる活動とする。この支援にあたっても、社会参加と自己実現を重点とする。

②方針

- 1) 利用者個々の主体的意思や状態に応じたプログラムの用意。
- 2) 生活技能の獲得を中心としない。

③支援

- 1) 基本的生活領域（食事・排泄・更衣・入浴等）
- 2) 日常生活領域（料理・洗濯・掃除）
- 3) 社会的領域（公共機関の利用・旅行・金銭等）
- 4) これからの生活活動を、利用者がより豊かにできるようにするための支援を心がけ、その都度形態を検討していく。
（支援の中で生活技能学習中心とならないよう注意する。）

（３）文化活動領域

①目的

文化的活動を通じ、生活にゆとりと豊かな心をもてるよう支援する。

②方針

- 1) 収益性を目的とした工芸や織物等は含まない。
- 2) 本人らしさを尊重し、内容やその方法を工夫する。

③支援

- 1) 音楽（楽器演奏・踊り・カラオケ等）
- 2) 創作（季節行事に合わせた制作活動等）
- 3) 鑑賞（映画・音楽等）
- 4) 美術工芸（絵画、陶芸、オブジェ等）

（４）健康運動活動領域

①目的

心身の健康を維持し、向上できるような活動を支援する。

②方針

- 1) 日々の健康観察をし、疾病の早期発見と予防及び怪我等の回避を目指す支援をする。
- 2) 積極的に体を動かす活動や個人にあった運動を取入れ、体力保持の支援をする。
- 3) 環境整備や保健衛生に努め、疾病の集団感染の防止となる支援をする。

③支援

- 1) 散策、プール、リトミック等

2) 機能的ハビリテーション

(5) 食事

①目的

適切な栄養摂取による健康の維持増進を図り、より良い食習慣の形成を支援する。

②方針

- 1) 個々の要望（嗜好、健康状態）等を把握し、それに合った支援を心がける。
- 2) 「安全で、おいしく、楽しめる食事」を提供できるよう、委託会社との連携を心がける。

③内容

- 1) 嗜好調査等の実施
- 2) 食事に関する会議の実施
- 3) 食生活に関する相談
- 4) 食事、食生活に関する情報の発信

(6) 送迎サービス

本人の状態、ニーズに沿って行なう。

送迎サービスの形態については、施設と利用者との合意のもとに実施する。

(7) その他のサービス

①職員派遣

社会資源（民間サービス）や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく居宅支援の利用が難しい場合や、専門的な知識や対応が必要とされる場合において、その必要に応じて職員を派遣する。その対応は基本的にマンツーマンとする。

支援内容（日時・場所・具体的支援）については事前に本人及び家族に確認する。

1) 利用料金

30分まで1,000円 それ以降30分毎に1,000円加算

2) 他の支援との連携について

この支援の位置づけは、緊急避難的なものあるいは、他の支援サービス利用の困難なものについて対応することを基本とし、他の支援サービス（介護給付・施設・民間支援事業所・その他の支援機関）の利用が図れるようにするための、経過的な支援サービスとする。そのため、他の支援機関と連携を図り本人支援のためのサービスが創造できるように努める。

②日中一時支援事業

1) 目的

知的障害児・者およびその家族の円滑な地域生活の支援を図ることを目的とする。

2) 対象

障害福祉サービス受給者証を取得している知的障害児・者

3) 実施時間

原則として施設開所日の9：00～21：00

4) 実施方法

障害者総合支援法における地域生活支援事業で、各市町村が実施する本事業についての委託契約に基づいて、厚生労働省で定める日中一時支援事業を実施する。

本人の状態に合わせて施設が提供できるプログラムの中で行なう。

昼食時間を挟む場合は、利用者の希望により食事を提供する。

4. 防災計画

(1) 目的

施設内において、自力避難の困難な者等の緊急避難に重点を置いた、より実践的、効果的な訓練を実施することを目的とする。

人的災害及び自然災害を想定した訓練を行い、必要に応じ消防機関に依頼し、適切な避難誘導及び、通報・情報収集に必要な知識を職員が身に付け訓練を行うことにより、敏速かつ安全に行動できるための支援を行う。

(2) 方法

実施方法は、別に消防計画として、これを定める。

(3) 内容

- 1) 防災委員会の開催
- 2) 避難誘導訓練
- 3) 救助訓練（避難誘導訓練に取り入れる）
- 4) 消火訓練（消防機関に依頼・職員対象）
- 5) 体験訓練（起震車・映画・講話等）

(4) 年間予定表

避難誘導訓練：毎月

消火訓練：7月、11月

救助訓練・体験訓練：9月、3月

5. 苦情解決について

(1) 目的

福祉サービスの改善・向上を図ることを目的とする。

(2) 内容

- ① 苦情解決責任者・苦情受付担当者を置き、随時苦情を受け付ける。
- ② 受け付けた苦情・相談等について調査研究し、サービスの向上・改善を図る。
- ③ 社会福祉法人松里福社会の苦情解決に関する規定に準ずる。

6. サービス向上について

(1) 目的

事業所のサービス改善・向上を図ることを目的とする。

(2)内容

- ①体罰・虐待防止委員会を設置し、利用者の人権擁護にあたる。
- ②事故防止対策委員会を設置し、事故防止、再発防止にあたる。
- ③施設サービス第三者評価事業を実施する。

7. 家族との関係

(1)目的

施設として利用者だけの支援にとどまらず、家族をも含めた支援や、社会生活全般を視野に入れた支援を行なう。

(2)内容

- ①施設との契約に際し、個別支援計画や活動内容について、本人および家族に対し十分な説明をする。
- ②家族支援（レスパイトサービス）についての説明や相談と、積極的な取り組みにより、家庭での介護負担の軽減を図る。
- ③個別支援計画の変更時に、本人および家族に現状の説明と変更の理由、具体的な支援方法を相互で検討し実施する。
- ④支援場面において家庭でのライフスタイルを尊重し、それぞれに合ったサービスの提供に努める。

8. 地域との交流

(1)目的

社会資源としての福祉施設の啓発を図るため、日常のできうる活動を通じて、地域の人々に働きかけることにより、施設利用者の円滑な社会生活の実現を目指すことを目的とする。

(2)内容

- ①広報、啓発活動としての広報誌の発行。
- ②作品等の展示即売の案内を行なう。
- ③施設内見学、施設内行事への参加の案内を行う。
- ④利用者の活動の社会化を図る。
- ⑤地域への必要に応じた可能な限りの設備や場所の開放

9. ボランティア育成

(1)目的

社会福祉法人松里福祉会の事業計画「14. ボランティア育成」を受けて、学生等に啓発活動を行い、ボランティア活動への参加を積極的にバックアップし、地域福祉及び将来の福祉の担い手を養成することを目的に、以下のような方法で活動を行う。

(2)方法

- ①各施設においてボランティア希望者を募る。
- ②日中活動への参加及びイベントを行い、ボランティア育成を行う。
- ③イベントは各施設単独で行うのではなく、合理性、効率性を踏まえ合同で行う。
また学生を主体に行うので、基本的には休日に行うこととする。
- ④松戸市社会福祉協議会が主催するボランティア体験講座を活用する。
- ⑤介護支援ボランティア制度を活用する。

(3)時間

- ①日中活動に参加する場合は施設の活動時間内。
- ②イベントは内容に即した活動時間をその都度設定する。

(4)費用

イベントの内容により必要に応じて参加利用者から徴収する。

10. 実習生（支援者）の受け入れ

(1)目的

実習生が知的障害に対する理解を深め、対人的または福祉的感性を身につけるとともに、共生社会の実現に向け、その価値について普及啓発することを目的とする。

また、指導にあたっては、社会福祉実践を整理して伝達すべき内容を明らかにする必要があることから、日常業務の忙しさの中で見失われがちな日々の実践を振り返り、今後の新たな実践展望を描くための貴重な機会と捉える。

(2)内容

- ①実習担当責任者（実習指導者）をあらかじめ選定する
- ②実施するオリエンテーションの中で、利用者の個人情報やプライバシーの保護の他、実習における注意事項と取り組む内容等を確認する
- ③目標を見定め明確化することを支援するとともに、実習生の主体性と自己決定を尊重する
- ④社会人・対人支援（援助）職としてのマナーや接遇態度について意識できるよう指導する
- ⑤利用者との関わりや実践する支援の中で、個性や障害特性・福祉的ニーズ等の理解を図る
- ⑥事業所の地域社会における目的や役割、他機関との関係性について理解を図る
- ⑦実習記録、実習に関する質問等については、気付きや学びに繋がることを意識した助言・指導（コメント記入）を行う
- ⑧実習終了にあたり反省会（振り返り）を行なう
- ⑨評価表を記録保存する

11. 職員研修

福祉従事者としての使命を理解し、意欲と熱意をもって取り組むことができる職員の育成と、社会人・組織人・専門職として求められる能力の開発・向上を目指す。

合同研修の形態については、組織横断的かつ職位や経験等を基に区分して実施するものとし、それぞれの職務段階で必要となる平均的知識・技術の獲得を目指すとともに、互いに磨き合う関係を形成する。

(2) 内容

①施設内研修

- 1) 職員研修担当が講師・スーパーバイザー・ファシリテーターとして行う研修
- 2) 各事業所における OJT 及び研修
- 3) 外部講師を招いて行う研修
- 4) 各事業所からの要請により職員研修担当が行う出前研修

②施設外研修

- 1) 各種主催の研修会へ参加
- 2) 研修報告会

③人事交流研修（研修対象者：入職から 5 年以内の職員）

計画的に職員の交流を行うことで視野を広げ、現在の支援に生かすことを目的とし、法人内の他の事業所と人事交流を行う。

研修事業所及び期間についての詳細は所属長間の打ち合わせにより決定する。

研修年間計画			
実施	テーマ	内 容	形 態
4 月 3 日 4 日	新任職員研修 (1)	松里福祉会における規則・規程や、福祉専門職としての価値前提・支援における着眼点・留意事項等を学ぶ	新任職員合同
5 月 12 日	新任職員研修 (2)	1 か月を振り返るとともに、必要となるフォローアップを図る	新任職員合同
6 月 16 日	初級～中級職員 (1～4 年目) 研修	ASD およびダウン症候群の特性・支援におけるポイントなどを主体的に学び、その成果を発表する。	各事業所
10 月 6 日	新任職員研修 (3)	半年を振り返るとともに、必要となるフォローアップを図る	新任職員合同
	2 年目職員研修 (1)		2 年目職員合同
11 月 10 日	スキルアップ研修	サービス報酬請求に係る一連の内容を理解する	希望者合同
12 月 22 日	選択研修	必要と考えられるテーマを選択し、実施。結果について他事業所と共有する。	各事業所
1 月 26 日	3 年目職員研修	4 年目を迎えるにあたっての振り返りとフォローアップ	3 年目職員合同
2 月中	虐待防止研修	虐待及び身体拘束を組織的に防止するための研修	未定
3 月 8 日	新任職員研修 (4)	1 年間の振り返り（スーパービジョン）	新任職員合同
	2 年目職員研修 (2)		2 年目職員合同

【備 考】

1. 合同研修の実施時間については各コマ 90 分を予定（17：30～19：00 を基本とし、事前に連絡する）
2. 各事業所開催の研修は 17:00～18：30 を基本とする。ただし、初級～中級職員研修（6/16）については、1 時間（17：00～18：00）とする。なお、対象者が存在しない事業所は実施しない。
3. 特別な事情が生じない限り、新任職員研修(1)以外の合同研修は「わかば園」または「第二わかば園」を会場として行うこととする。
4. 「スキルアップ研修」の対象者については、事前に希望アンケートを行う。
5. 2 月に実施する「虐待防止研修」については、身体拘束防止（適正化）に向けた内容を含有するものとする。具体的内容については、虐待防止・身体拘束適正化検討委員会において検討し、計画する。
6. 各事業所からの要請により職員研修担当が行う出前研修については、事前に日程・テーマ・ねらい等を相談すること。
7. 通所事業所以外の事業所については、合同研修以外に計画されているものについては、それぞれの状況に応じて外部研修に代替することができるものとする。
8. 12 月に行う研修については、年度当初に事業所毎アンケートを実施し、テーマ・実施方法等を独自に決定し、実施する。（アンケートは研修担当が作成する）

12. 職員会議

施設の使命を果たし、職員の総力を結集してその実を上げるため、施設運営および個別支援についての共通理解を得るため、定期的または必要に応じ、随時職員会議を開く。

13. 支援形態

施設利用者に対し、個々の能力やニーズを的確に把握し、それに基づいた日中活動全般の個々の支援計画を作成する。また、個別の支援計画に基づき、個々の支援内容を集約した上で、最小限のグループを形成し活動の基礎グループとする。ただし、利用者の活動内容や個々の支援計画によっては、基本グループに拘らず柔軟に対応する。また、家庭状況を踏まえ、状況に応じてバックアップできる体制を作る。

（1）日常生活活動グループ

利用者のもつ課題に対応するための個別支援計画を元に、以下の 5 つの基礎グループを編成する。

A グループ

個別生産及び集団生産を中心に活動し、また将来的な活動の移行等、個々のライフプランに沿った支援をする。

B グループ

生産活動及び日常生活をより自主的に行うための支援活動をする。

C グループ

個別な対応が必要な人を中心にグループ編成をし、個々に合ったプログラムで活動して、社会参加へと繋げる。

D グループ

活動全般を通して選択の機会を増やし、個別のプログラムの充実を目指すとともに、人との繋がり、社会との繋がりを大切にした支援をする。

EF グループ

活動全般をとおして、個々の生活リズムの確立と情緒の安定を図るとともに、その人らしく、より豊かに生活できるように支援をする。また、個々の健康と安全に配慮し、自己実現や生活の幅の拡大を図る。

(2) クラブ活動グループ

利用者の社会的側面を考慮し、個別支援計画を元に、以下の3つのグループ編成をする。

- ① 創作（わくわくクラブ）
- ② レクリエーション（エンジョイクラブ）
- ③ 音楽＋レクリエーション（スマイルクラブ）

(3) サークル活動グループ

利用者へのより適応した活動を行うため、以下の2つのグループを編成する。

（月曜日～金曜日の15:00～15:40）

- ① 器楽演奏サークル
- ② 和太鼓サークル

14. 日課

時 間	内 容
8 : 3 0 ～ 8 : 4 0	職員打ち合わせ
8 : 4 0 ～ 9 : 3 0	利用者送迎・登園・更衣
9 : 3 0 ～ 1 0 : 0 0	ミーティング
1 0 : 0 0 ～ 1 1 : 4 5	日中活動 (運動等を含み、休憩は各グループで適宜取る)
1 1 : 4 5 ～ 1 3 : 0 0	昼食・昼休み
1 3 : 0 0 ～ 1 5 : 0 0	日中活動 (休憩は各グループで適宜取る)
1 5 : 0 0 ～ 1 5 : 4 0	清掃・更衣等 帰宅準備
1 5 : 4 0 ～ 1 6 : 0 0	利用者送迎・降園 (状況に応じ柔軟な対応)

15. 年間行事予定

	行事関係	バザー関係	保健衛生
4 月		福祉ショップ 六実地区社協バザー	身体測定
5 月		福祉ショップ	精神科健診 体重測定
6 月		福祉ショップ 常盤平団地地区社協バザー ふれあい広場	内科健診、体重測定 胸部 X 線
7 月			体重測定
8 月	夏季休暇 12～15 夏祭りイベント		体重測定
9 月	千葉県障害者 ソフトボール大会		体重測定
10 月	秋祭りイベント	小金地区社協バザー	体重測定 内科健診
11 月	手をつなぐスポーツの集い	障害者の日記念バザー ふれあい広場 常盤平地区社協バザー	体重測定 インフルエンザ 予防接種
12 月	さわやか芸能発表会 年末年始休暇 (12/29～1/3) 年末お疲れ様会	福祉ショップ	体重測定
1 月			体重測定
2 月		手をつなぐ作品展 福祉ショップ	体重測定
3 月		福祉ショップ	体重測定

※ 奇数月の第四月曜日 あざみ会（家族会）

令和 5 年度
第二わかば園支援事業計画(案)

目 次

1.	施設運営の指針	2
2.	利用者状況	3
3.	日中活動支援	3
4.	防災計画	6
5.	苦情解決について	6
6.	サービス向上について	6
7.	家族との関係	7
8.	地域との交流	7
9.	ボランティア育成	7
10.	実習生（支援者）の受け入れ	8
11.	職員研修	8
12.	職員会議	10
13.	支援形態	10
14.	日課	11
15.	年間行事予定	12

1. 施設運営の指針

第二わかば園は、平成3年の開所から32年が過ぎ、特別支援学校を卒業後、18歳で利用し始めた方たちが50代を迎えます。園全体の平均年齢は39.8歳、支援学校高等部卒業後の18歳から50代半ばまでと年齢の幅が広がり、特別支援学校を卒業して間もない利用者への支援から、加齢に伴う心身の変化が見られる高年齢利用者への支援まで、幅広いライフステージに応じた多様なニーズへの支援が求められています。

支援の提供に際しては、第二わかば園がこれまで掲げてきた「意思決定支援」の取り組みを基軸とし、引き続き、日常生活場面での「小さな意思決定」の積み重ねによるエンパワメントの促しが「大きな意思決定」につながるという認識のもと、本人を中心にした支援を徹底し、より質の高い支援を目指します。

コロナ禍により失われてきた地域との交流の機会も、感染症の類型が見直される中、支援者としての想像力と創造力を発揮し、改めて地域との接点を増やすことを意識した取り組みを進めていきます。

「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」に基づき、令和3年度から耕作を開始した新圃場については、千葉県障害者就労事業振興センターが『農福連携』促進のために実施している「農サポ」事業を活用し、専門家の助言と指導を受け、効率的な作業と収穫の安定を図り、地域交流の一つの拠点として活動を進めていくことを目指します。

施設整備に関して、第二わかば園の改築に着手することが令和3年11月開催の理事会で承認され、検討を進めておりますが、建築資材の高騰、人件費の上昇により当初の想定を大幅に超える工事費の増加が明らかになったことから、計画の見直しが必要になりましたが、第二わかば園に関わる全ての人にとって、より満足度の高い建物となるよう準備を進めてまいります。

基本理念

私たちは日々の生活の中で支援を必要としている人たち一人ひとりを尊重し、安心して生活できるための質の高い創造的なサービスの提供を目指します。
さらに、地域の新しい福祉文化の担い手としての役割を果たして行きます。

基本方針

- ① 松里福祉会職員倫理綱領を遵守し、利用者の人格を尊重するとともに、個人の必要性に応じたサービス・細心の配慮を行うことを心がけます。
- ② 本人主体を中心に、家族・地域・行政・関係機関との連携を積極的に行い、利用者の地域生活の支援体制を確立することを目指します。
- ③ 職員は利用者のエンパワメントを軸に置いた支援を構築し、チームワークを大切に、利用者の生活を誠実に責任持って支えていきます。
- ④ 地域のマンパワーの活用・人材育成を行い、開かれた施設を目指します。
- ⑤ 地域で暮らしている人たちに対して、必要なサービスを提供していきます。
- ⑥ 権利擁護の意識を徹底し、利用者の代弁者としての役割を果たしていきます。

2. 利用者状況

(1) 性別・年齢構成

年 齢	男 性	女 性	合 計
18歳～20歳未満	5	0	5
20歳～25歳未満	4	1	5
25歳～30歳未満	2	2	4
30歳～35歳未満	8	0	8
35歳～40歳未満	7	3	10
40歳～45歳未満	5	3	8
45歳～50歳未満	13	9	22
50歳～55歳未満	4	2	6
55歳～60歳未満	0	1	1
合 計	48	21	69

(2) 障害支援区分

区分	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	未済	合計
人数	0	0	1	2	20	46	0	69

令和5年4月1日見込

3. 日中活動支援

(1) 作業活動領域

①作業活動の目的

施設利用者の社会参加と自己実現を図るための活動の一つとする作業は、社会的に何らかの生産性があるか、または、やがてそれに結び付けられる支援を行なう。また、支援にあたっては本人の選択、決定を重んじ、活動そのものの社会化を図る。

②作業活動の基本的方針

- 1) 本人の達成感の重視
- 2) 生活リズムと情緒の安定
- 3) 支援者とのコミュニケーションの媒介
- 4) 社会的生産活動

※4) 以外の基本方針については利用者の個別ニーズに応じる

③作業活動の支援形態

基本的作業種は、陶芸・園芸・縫製・農耕・環境整備・自主生産・紙工芸・受注（ピンチ・角ハンガー・シール貼り・封入・その他）などとする。

支援形態（集団）については、基本的にはグループを設けるが、活動においてはあくまでも個々のニーズに応じたものとする。

④作業収益金

生産活動にかかる事業の収入から、事業に必要な経費を控除した額に相当した金額を、工賃として支払う。

(2) 生活活動領域

①目的

日常の生活を確実に維持しつつ、さまざまな場面で楽しみを広げる活動とする。この支援にあたっても、社会参加と自己実現を重点とする。

②方針

- 1) 生活技能学習を中心とせず、本人のペースを大切にする。
- 2) 利用者個々の主体的意見や状態に応じたプログラムの用意。

③支援

- 1) 基本的な生活領域（食事・排泄・更衣・入浴等）
- 2) 日常生活領域（料理・洗濯・掃除・宿泊体験等）
- 3) 社会的領域（公共機関の利用・ドライブ・旅行・金銭等）
- 4) これからの生活活動を、利用者がより豊かにできるようにするための支援を心がけ、その都度形態を検討していく。
（支援の中で生活技能学習中心とならないよう注意する。）

(3) 文化活動領域

①目的

文化的活動を通じ、生活にゆとりと豊かな心を持てるよう支援する。

②方針

- 1) 収益性を目的とした工芸や織物等は含まない。
- 2) 実践的な研究を念頭において、内容やその方法を工夫する。

③支援

- 1) 音楽（楽器演奏・踊り・カラオケ等）
- 2) 創作（絵画・陶芸等）
- 3) 鑑賞（映画・音楽等）

(4) 健康運動活動領域

①目的

心身の健康を維持し、向上できるような活動を支援する。

②方針

- 1) 個々の主体的意見や状態に応じた支援を心がける。
- 2) 集団にとらわれない。

③支援

- 1) ジョギング・散歩・ウォーキング・フィットネス等
- 2) 機能的リハビリテーション

(5) 食事

①目的

栄養管理を維持し、快適な食生活を支援する。

②方針

- 1) 個々の要望（嗜好、健康状態）等を把握し、それに合った支援を心がける。
- 2) 「おいしい食事」を提供できるよう、委託会社との連携を心がける。

③内容

- 1) 嗜好調査等の実施
- 2) 食事に関する会議の実施
- 3) 食生活に関する相談
- 4) 食事、食生活に関する情報の発信

（6）送迎サービス

本人の状態、ニーズに沿って行なう。

送迎サービスの形態については、施設と利用者との合意のもとに実施する。

（7）その他のサービス

①職員派遣

社会資源（民間サービス）や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく居宅支援の利用が難しい場合や、専門的な知識や対応が必要とされる場合において、その必要に応じて職員を派遣する。その対応は基本的にマンツーマンとする。

支援内容（日時・場所・具体的支援）については事前に本人及び家族に確認する。

1) 利用料金

30分まで1,000円 それ以降30分毎に1,000円加算

2) 他の支援との連携について

この支援の位置づけは、緊急避難的なものあるいは、他の支援サービス利用の困難なものについて対応することを基本とし、他の支援サービス（介護給付・施設・民間支援事業所・その他の支援機関）の利用が図れるようにするための、経過的な支援サービスとする。そのため、他の支援期間と連携を図り本人支援のためのサービスが創造できるように努める。

②日中一時支援事業

1) 目的

知的障害児・者およびその家族の円滑な地域生活の支援を図ることを目的とする。

2) 対象

障害福祉サービス受給者証を取得している知的障害児・者

3) 実施時間

原則として施設開所日の9：00～21：00

4) 実施方法

障害者総合支援法における地域生活支援事業で、各市町村が実施する本事業についての委託契約に基づいて、厚生労働省で定める日中一時支援事業を実施する。本人の状態に合わせて施設が提供できるプログラムの中で行なう。

昼食時間を挟む場合には食事も提供する。

4. 防災計画

(1) 目的

施設内において、自力避難の困難な者等の緊急避難に重点を置いた、より実践的、効果的な訓練を実施することを目的とする。

人的災害及び自然災害を想定した訓練を行い、必要に応じ消防機関に依頼し、適切な避難誘導及び、通報・情報収集に必要な知識を職員が身に付け訓練を行うことにより、敏速かつ安全に行動できるための支援を行う。

(2) 方法

実施方法は、別に消防計画として、これを定める。

(3) 内容

- ①防災委員会の開催（年 6 回）
- ②避難誘導訓練 毎月 1 回
- ③救助訓練（避難誘導訓練に取り入れる）年 2 回
- ④消火訓練（消防機関に依頼・職員対象）年 2 回
- ⑤体験訓練（起震車・映画・講話等）年 1 回

(4) 年間予定表

避難誘導訓練：毎月

消火訓練：7 月、11 月

救助訓練・体験訓練：9 月、3 月

5. 苦情解決について

(1) 目的

福祉サービスの改善・向上を図ることを目的とする。

(2) 内容

- ①苦情解決責任者・苦情受付担当者を置き、随時苦情を受け付ける。
- ②受け付けた苦情・相談等について調査研究し、サービスの向上・改善を図る。
- ③社会福祉法人松里福社会の苦情解決に関する規定に準ずる。

6. サービス向上について

(1) 目的

事業所のサービス改善・向上を図ることを目的とする。

(2) 内容

- ① 体罰・虐待防止委員会を設置し、利用者の人権擁護にあたる。
- ② 事故防止対策委員会を設置し、事故防止、再発防止にあたる。
- ③ 必要に応じ委員会を設置し、サービス向上に取り組む。

7. 家族との関係

(1) 目的

施設として利用者だけの支援にとどまらず、家族をも含めた支援や、社会生活全般を視野に入れた支援を行なう。

(2) 内容

- ①施設との契約に際し、個別支援計画や活動内容について、本人および家族に対し十分な説明をする。
- ②家族支援（レスパイトサービス）についての説明や相談と、積極的な取り組みにより、家庭での介護負担の軽減を図る。
- ③個別支援計画の変更時に、本人および家族に現状の説明と変更の理由、具体的な支援方法を相互で検討し実施する。
- ④支援場面において家庭でのライフスタイルを尊重し、それぞれに合ったサービスの提供に努める。

8. 地域との交流

(1) 目的

社会資源としての福祉施設の啓発を図るため、日常のできる活動を通じて、地域の人々に働きかけることにより、施設利用者の円滑な社会生活の実現を目指すことを目的とする。

(2) 内容

- ①広報、啓発活動としての広報の発行。
- ②作品等の展示即売の案内を行なう。
- ③施設内見学、施設内行事への参加の案内を行う。
- ④近隣地域行事への積極的な参加。
- ⑤利用者の活動の社会化を図る。

9. ボランティア育成

(1) 目的

社会福祉法人松里福祉会の事業計画「14. ボランティア育成」を受けて、学生等に啓発活動を行い、ボランティア活動への参加を積極的にバックアップし、地域福祉及び将来の福祉の担い手を養成することを目的に、以下のような方法で活動を行う。

(2) 方法

- ①各施設においてボランティア希望者を募る。
- ②日中活動への参加及びイベントを行い、ボランティア育成を行う。
- ③イベントは基本的に各施設単独で行い、合理性、効率性を踏まえ必要に応じて合同で行う。また学生を主体に行うので、基本的には休日に行うこととする。
- ④松戸市社会福祉協議会が主催するボランティア体験講座を活用する。

(3) 時間

- ①日中活動に参加する場合は施設の活動時間内。
- ②イベントは内容に即した活動時間をその都度設定する。

(4) 費用

イベントの内容により必要に応じて参加利用者から徴収する。

10. 実習生（支援者）の受け入れ

(1) 目的

実習生が知的障害に対する理解を深め、対人的または福祉的感性を身につけるとともに、共生社会の実現に向け、その価値について普及啓発することを目的とする。

また、指導にあたっては、社会福祉実践を整理して伝達すべき内容を明らかにする必要があることから、日常業務の忙しさの中で見失われがちな日々の実践を振り返り、今後の新たな実践展望を描くための貴重な機会と捉える。

(2) 内容

- ①実習担当責任者（実習指導者）をあらかじめ選定する
- ②実施するオリエンテーションの中で、利用者の個人情報やプライバシーの保護の他、実習における注意事項と取り組む内容等を確認する
- ③目標を見定め明確化することを支援するとともに、実習生の主体性と自己決定を尊重する
- ④社会人・対人支援（援助）職としてのマナーや接遇態度について意識できるように指導する
- ⑤利用者との関わりや実践する支援の中で、個性や障害特性・福祉的ニーズ等の理解を図る
- ⑥事業所の地域社会における目的や役割、他機関との関係性について理解を図る
- ⑦実習記録、実習に関する質問等については、気付きや学びに繋がることを意識した助言・指導（コメント記入）を行う
- ⑧実習終了にあたり反省会（振り返り）を行なう
- ⑨評価表を記録保存する

11. 職員研修

(1) 目的

福祉従事者としての使命を理解し、意欲と熱意をもって取り組むことができる職員の育成と、社会人・組織人・専門職として求められる能力の開発・向上を目指す。

合同研修の形態については、組織横断的かつ職位や経験等を基に区分して実施するものとし、それぞれの職務段階で必要となる平均的知識・技術の獲得を目指すとともに、互いに磨き合う関係を形成する。

(2) 内容

- ①施設内研修
 - 1) 職員研修担当が講師・スーパーバイザー・ファシリテーターとして行う研修
 - 2) 各事業所における OJT 及び研修

3) 外部講師を招いて行う研修

4) 各事業所からの要請により職員研修担当が行う出前研修

研修年間計画			
実施	テーマ	内 容	形 態
4月3日 4日	新任職員研修 (1)	松里福祉会における規則・規程や、福祉専門職としての価値前提・支援における着眼点・留意事項等を学ぶ	新任職員合同
5月12日	新任職員研修 (2)	1 か月を振り返るとともに、必要となるフォローアップを図る	新任職員合同
6月16日	初級～中級職員 (1～4年目) 研修	ASD およびダウン症候群の特性・支援におけるポイントなどを主体的に学び、その成果を発表する。	各事業所
10月6日	新任職員研修 (3)	半年を振り返るとともに、必要となるフォローアップを図る	新任職員合同
	2年目職員研修 (1)		2年目職員合同
11月10日	スキルアップ研修	サービス報酬請求に係る一連の内容を理解する	希望者合同
12月22日	選択研修	必要と考えられるテーマを選択し、実施。結果について他事業所と共有する。	各事業所
1月26日	3年目職員研修	4年目を迎えるにあたっての振り返りとフォローアップ	3年目職員合同
2月中	虐待防止研修	虐待及び身体拘束を組織的に防止するための研修	未定
3月8日	新任職員研修 (4)	1年間の振り返り (スーパービジョン)	新任職員合同
	2年目職員研修 (2)		2年目職員合同

【備 考】

1. 合同研修の実施時間については各コマ 90 分を予定 (17:30～19:00 を基本とし、事前に連絡する)
2. 各事業所開催の研修は 17:00～18:30 を基本とする。ただし、初級～中級職員研修 (6/16) については、1 時間 (17:00～18:00) とする。なお、対象者が存在しない事業所は実施しない。
3. 特別な事情が生じない限り、新任職員研修(1)以外の合同研修は「わかば園」または「第二わかば園」を会場として行うこととする。
4. 「スキルアップ研修」の対象者については、事前に希望アンケートを行う。
5. 2 月に実する「虐待防止研修」については、身体拘束防止 (適正化) に向けた内容を含有するものとする。具体的内容については、虐待防止・身体拘束適正化検討委員会において検討し、計画する。
6. 各事業所からの要請により職員研修担当が行う出前研修については、事前に日程・テーマ・ねらい等を相談すること。
7. 通所事業所以外の事業所については、合同研修以外に計画されているものについては、それぞれの状況に応じて外部研修に代替することができるものとする。
8. 12 月に行う研修については、年度当初に事業所毎アンケートを実施し、テーマ・実施方法等を独自に決定し、実施する。(アンケートは研修担当が作成する)

②施設外研修

- 1) 各種主催の研修会へ参加
- 2) 研修報告会

③人事交流研修（研修対象者：入職から5年以内の職員）

計画的に職員の交流を行うことで視野を広げ、現在の支援に生かすことを目的とし、法人内の他の事業所と人事交流を行う。

研修事業所及び期間についての詳細は所属長間の打ち合わせにより決定する。

12. 職員会議

施設の使命を実現し、職員の総力を結集してその実を上げるため、施設運営および個別支援についての共通理解を得るため、定期的または必要に応じ、随時職員会議を開く。

13. 支援形態

一日の活動を午前と午後に分け、それぞれに提供できる活動の中から利用者自身が活動を選択し活動に取り組む事を基本とする。

活動種目については、あらかじめ利用者・家族・職員とで意見交換の場を持ち、利用者の希望や適性、興味を尊重したうえで本人のニーズを継続的に活動内に落とし込めるように個別支援計画を作成し利用者・家族に提示、説明を行い、了解を得られた後に活動を提供し支援を行なうこととする。

活動内容については、半年を経過した時点で見直しを行なうと共に、利用者から変更の希望があった場合にはその時点で見直しを行う。

具体的な活動内容は下記の通り。

（1）日常生活活動

- A 健康状態に十分配慮しながら人とのつながりを大切にし、此処の安心と良好なコミュニティを基軸として活動を展開していくグループ
- B 特にメンタルに配慮が必要な人に対して、個々のペースや対人関係における距離感を尊重しながら新たに可能性を見つけていくグループ
- C 自閉症スペクトラム障害の特性に対応（アセスメントに基づき構造化した支援を提供）するグループ
- D 思いや希望を受け止めるためのコミュニケーションと関係性を基盤として、個々の特性を生かしながら積極的に新しいことにチャレンジしていくグループ
- E 活動が暮らしの基盤となるように、希望や必要性に応じたプログラムの充実を図るとともに、社会や人との関係性を大切にした支援を提供するグループ

(2) 作業活動

- ①自主生産活動：陶芸・紙工芸・縫製・園芸・農耕・パン作り・キャンドル作り
ハーバリウム作り・羊毛フェルト
- ②受注活動：角ハンガー・ピンチ作り・シール貼り・封入・カプセルトイ

(3) 文化運動活動

- ①音楽（カラオケ・ダンス）
- ②芸術（絵画）

(4) 健康維持活動

- ①ウォーキング
- ②プール
- ③健康体操

(5) 生活活動

- ①余暇活動
- ②調理活動
- ③地域奉仕活動

14. 日課

時 間	内 容
8：30～8：40	職員打ち合わせ
8：40～10：30	利用者登園
10：00～11：45	ミーティング・生活活動・作業活動 （休憩は各活動で適宜取る）
11：45～13：00	昼食・昼休み
13：00～15：40	生活活動・作業活動 （更衣等を含み、休憩は各活動で適宜取る）
15：40～16：00	降園 （状況に応じ柔軟な対応）

15. 年間行事予定

	行事関係	バザー関係	保健衛生
4 月			身体測定
5 月		福祉ショップ	胸部 X 線、体重測定
6 月		福祉ショップ	内科検診・体重測定 検便・検尿
7 月			体重測定
8 月	夏期休暇 12～15 第二わかば園納涼祭 8		体重測定
9 月	千葉県障害者ソフトボール大会 手をつなぐスポーツのつどい 小金わかば苑秋祭り		体重測定
10 月		小金地区社協バザー	体重測定 精神科検診
11 月		障害者の日記念バザー 常盤平社協バザー	体重測定
12 月	さわやか芸能発表会 年末年始休暇（12/29～1/3）	福祉ショップ	体重測定
1 月		福祉ショップ 手をつなぐ作品展	体重測定
2 月			体重測定 内科検診
3 月		福祉ショップ	体重測定

令和 5 年度
小金わかば苑支援事業計画（案）

目 次

1.	施設運営の指針	1
2.	利用者状況	2
3.	日中活動支援	2
4.	防災計画	5
5.	苦情解決について	5
6.	サービス向上について	5
7.	家族との関係	6
8.	地域との交流	6
9.	ボランティア育成	6
10.	実習生（支援者）の受け入れ	7
11.	職員研修	7
12.	職員会議	8
13.	支援形態	8
14.	日課	10
15.	年間行事予定	11

1. 施設運営の指針

2019 年から続いたコロナ禍は、マスク着用の考え方の見直しが示され 5 月には新型コロナウイルス感染症の位置づけが現在の「2 類相当」から「5 類」に移行することが発表され収束の方向に進む方向が見えてきました。これにより、令和 5 年度はコロナ禍で制約を受けた活動を段階的に再開することとします。この 3 年間、コロナ禍により大きな制限をうけ、日中活動は施設内を中心にならざるをえませんでした。その中で新たに取り組み始めた活動については今後も継続して参ります。一方で、小金わかば苑が開苑以来取り組んできたベーシックな活動についてはその活動が利用者のニーズにマッチしている物であるかを見極めながら、日中活動が施設の都合で進められることが無いように取り組んで参ります。昨年度から始めた日中活動を見直す検証は緒に就いたばかりですが、こうした検証は日中活動だけに限られるものではなく、小金わかば苑ひいては法人全体の在り方についても見直し続けなければならない事であると考えます。そこで、小金わかば苑ではこれまで掲げてきた基本方針「本人の主体性を尊重し、地域での暮らしを支える」を堅持しつつ、この検証に職員全員が取り組むことを通して職員一人ひとりが施設や社会福祉法人が担う役割を理解したうえで利用者支援に当たることができるよう注力します。

令和 4 年度より、生活介護事業所においては虐待防止委員会の設置が義務付けられました。松里福社会では法人として委員会を設置運営し取り組んで参りましたが、組織的機能を果たすには至っていないことから、令和 5 年度は虐待防止等につながるよう積極的に取り組んでいきたいと思ひます。

小金わかば苑には施設維持の計画が策定されておらず、開苑から 25 年を経過していますが空調の入れ替え以外に小規模な修繕しか行われていないため、室内外ともに修繕を要する箇所が目立ちます。利用者が安心して利用できる施設となるよう、今年度は施設維持の為の計画を法人が契約する設計業者と改修計画の策定に取り組みます。

基本理念

私たちは日々の生活の中で支援を必要としている人たち一人ひとりを尊重し、安心して生活できるための質の高い創造的なサービスの提供を目指します。

さらに、地域の新しい福祉文化の担い手としての役割を果たして行きます。

基本方針

- ① 松里福社会職員倫理綱領を遵守し、利用者の人格を尊重するとともに、個人の必要性に応じたサービス・細心の配慮を行なうことを心がけます。
- ② 本人主体を中心に、家族・地域・行政・関係機関との連携を積極的に行い、利用者の地域生活の支援体制を確立することを目指します。
- ③ 職員は利用者のエンパワメントを軸に置いた支援を構築し、チームワークを大切に、利用者の生活を誠実に責任を持って支えていきます。
- ④ 地域のマンパワーの活用・人材育成を行い、開かれた施設を目指します。
- ⑤ 地域で暮らしている人たちに対して、必要なサービスを提供していきます。
- ⑥ 権利擁護の意識を徹底し、利用者の代弁者としての役割を果たしていきます。

2. 利用者状況

(1) 性別・年齢構成

年 齢	男 性	女 性	合 計
18歳～20歳未満	3	0	3
20歳～25歳未満	3	1	4
25歳～30歳未満	3	2	5
30歳～35歳未満	4	0	4
35歳～40歳未満	7	2	9
40歳～45歳未満	17	6	23
45歳～50歳未満	5	3	8
50歳～55歳未満	6	0	6
55歳～60歳	0	1	1
合 計	48	15	63

(2) 障害支援区分

区 分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	未済	合計
人 数	0	0	1	2	15	45	0	63

令和5年4月1日見込

3. 日中活動支援

(1) 作業活動領域

①作業活動の目的

施設利用者の社会参加と自己実現を図るための活動の一つとする作業は、社会的に何らかの生産性があるか、やがてそれに結び付けられる支援を行なう。

また支援にあたっては本人の選択、決定を重んじ、活動そのものの社会化を図る。

②作業活動の基本的方針

- 1) 本人の達成感の重視
- 2) 生活リズムと情緒の安定
- 3) 支援者とのコミュニケーションの媒介
- 4) 社会的生産活動

※4)以外の基本方針については利用者の個別ニーズに応じる。

③作業活動の支援形態

基本的作業種は、陶芸・園芸・縫製・農耕・受注（リサイクル教材の分別・加工製品組み立て・ウォーターサーバーの部品洗浄）などとする。

支援形態（集団）については、基本的にはグループを設けるが、活動においてはあくまでも個々のニーズに応じたものとする。

④作業収益金

生産活動にかかる事業の収入から、事業に必要な経費を控除した額に相当した金額を工賃として支払う。

(2) 生活活動領域

①目的

日常の生活を確実に維持しつつ、様々な場面において本人の関心に注視して楽しみを広げる活動とし、この支援にあたっては、社会参加と自己実現を重点とする。

②方針

- 1) 生活技能学習を中心とせず、本人のペースを大切にする。
- 2) 利用者個々の主体的意見や状態に応じたプログラムの用意。

③支援

- 1) 基本的生活領域（食事・排泄・更衣・入浴等）
- 2) 日常生活領域（料理・洗濯・掃除・宿泊体験等）
- 3) 社会的領域（公共機関の利用・ドライブ・旅行・金銭等）
- 4) これからの生活を利用者がより豊かに送れることができるようにするための支援を心がけ、その都度形態を検討していく。
（支援の中で生活技能獲得が中心とならないよう注意する）

(3) 文化活動領域

①目的

文化的活動を通じ、生活にゆとりと豊かな心を持てるよう支援する。

②方針

- 1) 収益性を目的とした工芸や織物等は含まない。
- 2) 実践的な研究を念頭において、内容やその方法を工夫する。

③支援

- 1) 音楽（楽器演奏・踊り・カラオケ等）
- 2) 創作（季節行事に合わせた制作活動・調理・貼り絵等）
- 3) 鑑賞（映画・音楽等）
- 4) 美術工芸（絵画、陶芸、オブジェ等）

(4) 健康運動活動領域

①目的

心身の健康を維持し、向上できるような活動を支援する。

②方針

- 1) 個々の主体的意見や状態に応じた支援を心がける。
- 2) 集団にとらわれない。

③支援

- 1) ジョギング・ウォーキング・フィットネス・健康体操・ストレッチ等
- 2) 機能的リハビリテーション

(5) 食事

①目的

適切な栄養の摂取による健康の維持増進を図り、より良い食習慣の形成を支援する。

②方針

- 1) 個々の要望（嗜好、健康状態）等を把握し、それに合った支援を心がける。
- 2) 「安全で、おいしく、楽しめる食事」を提供できるよう、委託会社との連携を心がける。

③内容

- 1) 嗜好調査等の実施
- 2) 食事に関する会議の実施
- 3) 食生活に関する相談
- 4) 食事、食生活に関する情報の発信
- 5) 給食試食会及び見学会の開催

(6) 送迎サービス

本人の状態、ニーズに沿って行なう。

送迎サービスの形態については、施設と利用者との合意のもとに実施する。

(7) その他のサービス

①職員派遣

社会資源（民間サービス）や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく居宅支援の利用が難しい場合や、障害特性上、専門的な知識や対応が必要とされる場合において、必要に応じて職員を派遣する。その対応は基本的にマンツーマンとする。

支援内容（日時・場所・具体的支援）については事前に本人及び家族に確認する。

1) 利用料金

30分まで1,000円　それ以降、30分毎に1,000円加算

2) 他の支援との連携について

この支援の位置づけは、緊急避難的なものあるいは、他の支援サービス利用の困難なものについて対応することを基本とし、他の支援サービス（介護給付・施設・民間支援事業所・その他の支援機関）の利用が図れるようにするための、経過的な支援サービスとする。そのため、他の支援期間と連携を図り本人支援のためのサービスが提供できるように努める。

②日中一時支援事業

1) 目的

知的障害児・者およびその家族の円滑な地域生活の支援を図ることを目的とする。

2) 対象

障害福祉サービス受給者証を取得している知的障害児・者。

3) 実施時間

原則として施設開所日の9:00～21:00

4) 実施方法

障害者総合支援法における地域生活支援事業で、各市町村が実施する本事業についての委託契約に基づいて、厚生労働省で定める日中一時支援事業を実施する。本人の状態に合わせて施設が提供できるプログラムの中で行なう。また、昼食時間を挟む場合には食事も提供する。

4. 防災計画

(1) 目的

施設内において、自力避難の困難な者等の緊急避難に重点を置いた、より実践的、効果的な訓練を実施することを目的とする。

人的災害及び自然災害を想定した訓練を行い、必要に応じ消防機関に依頼し、適切な避難誘導及び、通報・情報収集に必要な知識を職員が身に付け訓練を行うことにより、敏速かつ安全に行動できるための支援を行う。

(2) 方法

実施方法は、別に消防計画として、これを定める。

(3) 内容

- ①防災委員会の開催
- ②避難誘導訓練
- ③救助訓練（避難誘導訓練にとりいれる）
- ④消火訓練（消防機関に依頼・職員対象）
- ⑤体験訓練（起震車・映画・講話等）

(4) 年間予定表

避難誘導訓練	: 毎月
消火訓練	: 年 2 回
救助訓練・体験訓練	: 年 2 回

5. 苦情解決について

(1) 目的

福祉サービスの改善・向上を図ることを目的とする。

(2) 内容

- ①苦情解決責任者・苦情受付担当者を置き、随時苦情を受け付ける。
- ②受け付けた苦情・相談等について調査研究し、サービスの向上・改善を図る。
- ③社会福祉法人松里福祉会の苦情解決に関する規定に準ずる。

6. サービス向上について

(1) 目的

事業所のサービス改善・向上を図ることを目的とする。

(2) 内容

- ①体罰・虐待防止委員会を設置し、利用者の人権擁護にあたる。
- ②事故防止対策委員会を設置し、事故防止、再発防止にあたる。
- ③施設サービス第三者評価事業を実施する。

7. 家族との関係

(1) 目的

施設として利用者だけの支援にとどまらず、家族をも含めた支援や、社会生活全般を視野に入れた支援を行なう。

(2) 内容

- ①施設との契約に際し、個別支援計画や活動内容について、本人および家族に対し十分な説明をする。
- ②家族支援(レスパイトサービス)についての説明や相談と、積極的な取り組みにより、家庭での介護負担の軽減を図る。
- ③個別支援計画の変更時に、本人および家族に現状の説明と変更の理由、具体的な支援方法を相互で検討し実施する。
- ④支援場面において家庭でのライフスタイルを尊重し、それぞれに合ったサービスの提供に努める。

8. 地域との交流

(1) 目的

社会資源としての福祉施設の啓発を図るため、日常のできる活動を通じて、地域の人々に働きかけることにより、施設利用者の円滑な社会生活の実現を目指すことを目的とする。

(2) 内容

- ①広報、啓発活動としての広報の発行。
- ②作品等の展示即売の案内を行なう。
- ③施設内見学、施設内行事への参加の案内を行なう。
- ④利用者の活動の社会化を図る。
- ⑤近隣地域行事への積極的な参加と可能な範囲での設備、場所の開放。

9. ボランティア育成

(1) 目的

社会福祉法人松里福祉会の事業計画「14. ボランティア育成」を受けて、学生等に啓発活動を行ない、ボランティア活動への参加を積極的にバックアップし、地域福祉及び将来の福祉の担い手を養成することを目的に、以下のような方法で活動を行なう。

(2) 方法

- ①各施設においてボランティア希望者を募る。
- ②日中活動及びイベントへの参加を行ない、ボランティア育成を行なう。
- ③イベントは各施設単独で行なうのではなく、合理性、効率性を踏まえ合同で行なう。
また、学生を主体に行なうので、基本的には休日に行なうこととする。
- ④松戸市社会福祉協議会が主催するボランティア体験講座を活用する。
- ⑤介護支援ボランティア制度を活用する。

(3) 時間

- ①日中活動に参加する場合は施設の活動時間内。
- ②イベントは内容に即した活動時間をその都度設定する。

(4) 費用

イベントの内容により必要に応じて参加利用者から徴収する。

10. 実習生（支援者）の受け入れ

(1) 目的

実習生が知的障害に対する理解を深め、対人的または福祉的感性を身につけるとともに共生社会の実現に向け、その価値について普及啓発することを目的とする。

また、指導にあたっては、社会福祉実践を整理して伝達すべき内容を明らかにする必要があることから、日常業務の忙しさの中で見失われがちな日々の実践を振り返り、今後の新たな実践展望を描くための貴重な機会と捉える。

(2) 内容

- ①実習担当責任者（実習指導者）をあらかじめ選定する
- ②実施するオリエンテーションの中で、利用者の個人情報やプライバシーの保護の他、実習における注意事項と取り組む内容等を確認する
- ③目標を見定め明確化することを支援するとともに、実習生の主体性と自己決定を尊重する
- ④社会人・対人支援（援助）職としてのマナーや接遇態度について意識できるよう指導する
- ⑤利用者との関わりや実践する支援の中で、個性や障害特性・福祉的ニーズ等の理解を図る
- ⑥事業所の地域社会における目的や役割、他機関との関係性について理解を図る
- ⑦実習記録、実習に関する質問等については、気付きや学びに繋がることを意識した助言・指導（コメント記入）を行なう
- ⑧実習終了にあたり反省会（振り返り）を行なう
- ⑨評価表を記録保存する

11. 職員研修

福祉従事者としての使命を理解し、意欲と熱意をもって取り組むことができる職員の育成と、社会人・組織人・専門職として求められる能力の開発・向上を目指す。

合同研修の形態については、組織横断的かつ職位や経験等を基に区分して実施するものとし、それぞれの職務段階で必要となる平均的知識・技術の獲得を目指すとともに、互いに磨き合う関係を形成する。

(2) 内容

①施設内研修

- 1) 職員研修担当が講師・スーパーバイザー・ファシリテーターとして行う研修
- 2) 各事業所における OJT 及び研修
- 3) 外部講師を招いて行う研修
- 4) 各事業所からの要請により職員研修担当が行う出前研修

②施設外研修

- 1) 各種主催の研修会へ参加
- 2) 研修報告会

③人事交流研修（研修対象者：入職から5年以内の職員）

計画的に職員の交流を行うことで視野を広げ、現在の支援に生かすことを目的とし、法人内の他の事業所と人事交流を行う。

研修事業所及び期間についての詳細は所属長間の打ち合わせにより決定する。

研修年間計画			
実施	テーマ	内 容	形 態
4月3日 4日	新任職員研修（1）	松里福祉会における規則・規程や、福祉専門職としての価値前提・支援における着眼点・留意事項等を学ぶ	新任職員合同
5月12日	新任職員研修（2）	1 か月を振り返るとともに、必要となるフォローアップを図る	新任職員合同
6月16日	初級～中級職員 （1～4年目）研修	ASD およびダウン症候群の特性・支援におけるポイントなどを主体的に学び、その成果を発表する。	各事業所
10月6日	新任職員研修（3）	半年を振り返るとともに、必要となるフォローアップを図る	新任職員合同
	2年目職員研修（1）		2年目職員合同
11月10日	スキルアップ研修	サービス報酬請求に係る一連の内容を理解する	希望者合同
12月22日	選択研修	必要と考えられるテーマを選択し、実施。結果について他事業所と共有する。	各事業所
1月26日	3年目職員研修	4年目を迎えるにあたっての振り返りとフォローアップ	3年目職員合同
2月中	虐待防止研修	虐待及び身体拘束を組織的に防止するための研修	未定
3月8日	新任職員研修（4）	1年間の振り返り（スーパービジョン）	新任職員合同
	2年目職員研修（2）		2年目職員合同

【備 考】

1. 合同研修の実施時間については各コマ90分を予定（17:30～19:00を基本とし、事前に連絡する）
2. 各事業所開催の研修は17:00～18:30を基本とする。ただし、初級～中級職員研修（6/16）については、1時間（17:00～18:00）とする。なお、対象者が存在しない事業所は実施しない。
3. 特別な事情が生じない限り、新任職員研修(1)以外の合同研修は「わかば園」または「第二わかば園」を会場として行うこととする。
4. 「スキルアップ研修」の対象者については、事前に希望アンケートを行う。
5. 2月に実施する「虐待防止研修」については、身体拘束防止（適正化）に向けた内容を含有するものとする。具体的内容については、虐待防止・身体拘束適正化検討委員会において検討し、計画する。
6. 各事業所からの要請により職員研修担当が行う出前研修については、事前に日程・テーマ・ねらい等を相談すること。
7. 通所事業所以外の事業所については、合同研修以外に計画されているものについては、それぞれ

の状況に応じて外部研修に代替することができるものとする。

8. 12 月に行う研修については、年度当初に事業所毎アンケートを実施し、テーマ・実施方法等を独自に決定し、実施する。(アンケートは研修担当が作成する)

12. 職員会議

施設の使命を実現し、職員の総力を結集してその実を上げるため、施設運営および個別支援についての共通理解を得るため、定期的または必要に応じ、随時職員会議を開く。

13. 支援形態

施設利用者に対し、個々の能力やニーズを的確に把握し、それに基づいた日中活動全般の個々の支援計画を作成して利用者の支援活動を行なう。ただし、利用者の活動内容によっては柔軟に対応し、ニーズ変化に応じて適時、個別支援計画も修正し、本人及び家族と共有する。

またその過程においては、実践し、必要に応じて家族や他の福祉サービスと連携して、る。また、家庭状況を踏まえ、状況に応じてバックアップできる体制を作る。

一日の活動を午前と午後に分け、それぞれに提供できる活動の中から利用者自身が活動を選択し活動に取り組む事を基本とする。

活動種目については、あらかじめ利用者・家族・職員とで意見交換の場を持ち、利用者の希望や適性、興味を尊重したうえで本人のニーズを継続的に活動内に落とし込めるように個別支援計画を作成し利用者・家族に提示、説明を行い、了解を得られた後に活動を提供し支援を行なうこととする。

活動内容については、半年を経過した時点で見直しを行なうと共に、利用者から変更の希望があった場合にはその時点で見直しを行う。

(1) 日常生活活動グループ

Aグループ

利用者にとってより良い環境設定を心がけ、安心かつ安定した生活が得られるように各個人のライフステージに応じた支援をする。

Bグループ

人との関わりを好む利用者のコミュニケーション能力を活かしながらQOL向上に重点を置いて支援する。

Cグループ

各個人の特性に配慮すると同時に、可能性や潜在能力に着目し、その強みを活かした支援をする中で、QOLの向上や本人の望む社会参加につなげる。

Dグループ

社会的自立のために必要なスキルの維持・向上に努め、個々の状況に合わせながら将来的なライフプランに沿った支援をする。

Eグループ

生活リズムの安定・精神的安定・健康面への配慮に努め、活動を通して選択の機会を設け、主体性のある生活に向けた支援をする。

(2) 作業活動

- ①陶芸
- ②縫製
- ③農園芸
- ④受注
- ⑤自立課題への取り組み

(3) 文化運動活動

- ①音楽
- ②スポーツ
- ③創作
- ④フィットネス・ストレッチ

(4) 生活活動

- ①余暇活動
- ②地域奉仕活動

14. 日課

時 間	内 容
8 : 3 0 ~ 8 : 4 5	職員打ち合わせ
9 : 0 0 ~ 9 : 3 0	利用者登苑
9 : 3 0 ~ 1 1 : 4 5	ミーティング・生活活動・作業活動 (休憩は各活動で適宜取る)
1 1 : 4 5 ~ 1 3 : 0 0	昼食・昼休み
1 3 : 0 0 ~ 1 5 : 4 0	生活活動・作業活動 (更衣等を含み、休憩は各活動で適宜取る)
1 5 : 4 0 ~ 1 6 : 0 0	降苑 (状況に応じ柔軟な対応)

※毎週金曜日 午前 クラブ活動 ・ 午後 グループ活動

15. 年間行事予定

	行事関係	バザー関係	保健衛生
4 月	小金わかば苑新利用者歓迎会	福祉ショップ	身体測定 バイタルチェック
5 月		福祉ショップ	精神科検診 体重測定
6 月		福祉ショップ ふれあい広場 常磐平地区社協バザー	胸部X線 内科検診 体重測定
7 月			体重測定 バイタルチェック
8 月	夏期休暇 8/12～15 城町町会祭り（参加） 小金宿祭り（参加） 第二わかば園納涼祭		体重測定
9 月	千葉県障害者ソフトボール大会 小金わかば苑秋祭り 9/16		体重測定
10 月		福祉ショップ 小金地区社協バザー	体重測定 内科検診
11 月	手をつなぐスポーツの集い	障害者の日記念バザー ふれあい広場 常磐平地区社協バザー	体重測定 バイタルチェック 予防接種
12 月	さわやか芸能発表会 年末年始休暇 12/29～1/3	福祉ショップ 障害者週間 PR バザー	体重測定 血液検査
1 月	成人を祝う会 餅つき大会	福祉ショップ	体重測定
2 月	ボランティア感謝祭	手をつなぐ作品展 福祉ショップ	体重測定
3 月		福祉ショップ	体重測定

* 奇数月の第四木曜日 午前 あざみ会（家族会）

* コロナウイルス感染症拡大予防対策に伴う予定変更の可能性がある

令和5年度

ワーク・ライフ まつさと支援事業計画（案）

目 次

1. 施設運営の指針.....	1
2. 利用者状況	2
3. 日中活動支援	3
4. 防災計画	6
5. 苦情解決について.....	6
6. サービス向上について.....	7
7. 家族との関係	7
8. 地域との交流	7
9. ボランティア育成.....	8
10. 実習生（支援者）の受け入れ.....	8
11. 職員研修	9
12. 職員会議	10
13. 支援形態	10
14. 日課	11
15. 年間行事予定表（生活介護・就継B）	12

1. 施設運営の指針

ワーク・ライフまつさは平成23年の開所以来、生産活動・作業活動を中心に据えた多機能型事業所として日中活動を実践しています。活動の中では作業を通して得られる達成感を大切にし、どんなに厳しい障がいがあっても一人ひとりが何らかの工程に携わり、周囲との協調のもとに、自己有用感を高めることが出来るよう取り組み、コロナ禍並びに経済状況の影響を受けた近年においても着実な工賃向上につなげてきています。

一方で近年における一般就労や就労継続支援A型に移行する利用者が限られていることから、より実現性の高い就労支援につなげるため、利用者のスキルアップに着目した作業・支援の提供に努めるとともに、新たな自主生産品の開発等も含め、個々のやりがいやニーズに応じた支援実践を目指します。

その他、加齢に伴う身体状態に変化がある利用者や事業所内での就労移行を目指す利用者に対しては、家族支援も考慮した再アセスメントをするなかで、多機能型事業所である強みを活かし、就労継続支援B型、生活介護、それぞれに所属する利用者のニーズに応じた入れ替えも含め、最善の支援提供につなげていきます。

また、それを支える職員の各種研修や学習の機会を設けるとともに、外部評価の振り返り分析を継続することで、意識改革、支援実践の向上等に努め、障がい特性に応じた支援体制の構築や、より質の高いサービスの提供が出来るよう尽力して参ります。

基本理念

私たちは日々の生活の中で支援を必要としている人たち一人ひとりを尊重し、安心して生活できるための質の高い創造的なサービスの提供を目指します。

さらに、地域の新しい福祉文化の担い手としての役割を果たしていきます。

基本方針

- ①松里福祉会職員倫理綱領を遵守し、利用者の人格を尊重するとともに、個人の必要に応じたサービス・細心の配慮を行うことを心がけます。
- ②本人主体を中心に、家族・地域・行政・関係機関との連携を積極的に行ない、利用者の地域生活の支援体制を確立することを目指します。
- ③職員は利用者のエンパワメントを軸に置いた支援を構築し、チームワークを大切に、利用者の生活を誠実に、責任を持って支えていきます。
- ④地域のマンパワーの活用・人材育成を行ない、開かれた施設を目指します。
- ⑤地域で暮らしている人たちに対して必要なサービスを提供していきます。
- ⑥権利擁護の意識を徹底し、利用者の代弁者としての役割を果たしていきます。

2. 利用者状況

(1) 性別・年齢構成

〈生活介護〉

年齢	男性	女性	合計
18 歳～20 歳未満	0	1	1
20 歳～25 歳未満	5	1	6
25 歳～30 歳未満	7	0	7
30 歳～35 歳未満	3	1	4
35 歳～40 歳未満	3	0	3
40 歳～45 歳未満	3	0	3
45 歳～50 歳未満	2	0	2
50 歳～55 歳未満	0	0	0
55 歳～60 歳未満	0	0	0
60 歳～65 歳未満	0	1	1
合計	23	4	27

〈就労継続支援B型〉

年齢	男性	女性	合計
18 歳～20 歳未満	0	0	0
20 歳～25 歳未満	2	2	4
25 歳～30 歳未満	1	0	1
30 歳～35 歳未満	1	0	1
35 歳～40 歳未満	0	0	0
40 歳～45 歳未満	3	0	3
45 歳～50 歳未満	4	0	4
50 歳～55 歳未満	4	1	5
55 歳～60 歳未満	1	3	4
60 歳～65 歳未満	1	1	2
合計	17	7	24

(2) 障害支援区分

〈生活介護〉

区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
人数	0	0	0	2	9	16	27

〈就労継続支援B型〉

区分	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	その他	合計
人数	1	4	5	9	4	1	24

令和5年4月1日見込

3. 日中活動支援

(1) 作業活動領域

《生活介護》

①作業活動の目的

作業活動を通し施設利用者の社会参加と自己実現を図る。個々の利用者の特性に合わせた生産活動を提供し、「働くよろこび」を感じることが出来る支援を行なう。

就労継続支援B型との一体的な作業活動の提供により就労継続支援B型事業利用者との交流の中から、生活介護利用者の能力を最大限に引き出し、就労継続支援B型事業への活動移行を含め将来的に就労に向けての意欲の向上を図る。

②作業活動の基本的方針

- 1) 本人の達成感の重視
- 2) 生活リズムと情緒の安定
- 3) 支援者とのコミュニケーションの媒介
- 4) 社会的生産活動
- 5) 就労継続支援B型事業所との連携した作業活動

③作業活動の支援形態

基本的な作業種は、以下の通りとする。

1) 受注作業

- ・ コンセント板箱詰め、ねじ計量、菓子箱作成 等
- ・ リサイクル(ネットワーク機器の解体・分別)

2) 自主生産

- ・ 農耕：野菜栽培、薪製品加工、除草作業 等
- ・ 縫製
- ・ アルミ缶リサイクル事業

但し、個々の障害状況により種目は検討することとする。

④作業収益金

作業活動に係わる事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払う。

《就労継続支援B型》

①生産活動の目的

利用者それぞれの社会参加と自己実現に繋がるように配慮して取り組むものとし、支援にあたっては出来るだけ多くの情報提供を心がけ本人の選択・決定を重んじながら活動が個々の社会生活に繋がるようにし、ひいては就労意欲に繋がるように支援する。また、生活介護事業所との一体的な取り組みによる共同作業及び共同受注などに取り組む。

②生産活動の基本方針

- 1) 勤労に対する意識の向上
- 2) 生産活動に対する意欲の向上と知識の習得
- 3) 一般就労に向けた職能開発
- 4) 施設外支援への積極的な取り組み

- 5) 工賃の支払いについては別に定める工賃規程及び工賃規程細則に基づいて行なう。
- 6) 施設外就労への積極的な取組み
- 7) 生活介護との連携をした作業活動

③生産活動の支援形態

基本的な作業種は、以下の通りとする。

- 1) 受注作業(粉の小分け、組み立てと封入、梱包作業、小型家電リサイクル 等)
- 2) 施設外就労
- 3) 木製粗大ゴミ等リユース事業

(2) 生活活動領域

①目的

日常の生活を確実に維持しつつ、様々な場面で本人の関心を中心として体験を広げることのできる活動とする。この支援にあたっては、社会参加と自己実現を重点とする。

②方針

- 1) 利用者個々の主体的意志や状態に応じたプログラムの用意。
- 2) 生活技能の獲得を中心としない。

③支援

- 1) 基本的生活領域（食事、排泄、更衣、入浴等）
- 2) 日常生活領域（料理、洗濯、掃除、宿泊体験等）
- 3) 社会的領域（公共機関の利用、旅行、金銭等）
- 4) これからの生活活動を利用者が、より豊かに生活できるようにするための支援を心がけ、その都度の形態を検討していく。
(支援の中で生活技能獲得が中心とならないよう注意する。)

(3) 文化活動領域

①目的

文化的活動を通じ、生活にゆとりと豊かな心を持てるよう支援する。

②方針

- 1) 本人らしさを尊重し、内容やその方法を工夫する。
- 2) 収益性を目的とした工芸や、織物等は含まない。

③支援

- 1) 音楽（カラオケ等）
- 2) 美術工芸（絵画、オブジェ等）
- 3) 創作（アイロンビーズ、手芸等）
- 4) 鑑賞（映画・芸術等）

(4) 健康・運動活動領域

①目的

心身の健康を維持し、向上できるような活動を支援する。

②方針

- 1) 個々の主体的意見や状態に応じた支援を心がける。

2) 集団にとらわれない。

③ 支援

1) 室内での体操など

2) 機能的リハビリテーション

(5) 食事

① 目的

適切な栄養の摂取による健康の維持増進を図り、より良い食習慣の形成を支援する。

② 方針

1) 個々の要望（嗜好、健康状態）等を把握し、支援を心がける。

2) 「おいしく、楽しめる食事」を提供出来るよう、委託会社との連携を心がける。

③ 内容

1) 嗜好調査等の実施

2) 食事に関する会議の実施

3) 食生活に対する相談

4) 食事、食生活に関する情報の発信

5) 給食試食会及び見学会の開催

(6) 送迎サービス

本人の状態、ニーズに沿って行なう。

送迎サービスの形態については施設と利用者との合意のもとに実施する。

(7) その他のサービス

① 職員派遣

社会資源（民間サービス）や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく居宅支援の利用が難しい場合や、専門的な知識や対応が必要とされる場合において、その必要に応じて職員を派遣する。その対応は基本的にマンツーマンとする。

支援内容（日時・場所・具体的支援）については事前に本人及び家族に確認する。

1) 利用料金

30 分まで 1,000 円 それ以降 30 分毎に 1,000 円加算

2) 他の支援との連携について

この支援の位置づけは、緊急避難的なものあるいは、他の支援サービス利用の困難なものについて対応することを基本とし、他の支援サービス（介護給付・施設・民間支援事業所・その他の支援機関）の利用が図れるようにするための、経過的な支援サービスとする。そのため、他の支援機関と連携を図り本人支援のためのサービスが創造できるように努める。

② 日中一時支援事業

1) 目的

知的障害児・者およびその家族の円滑な地域生活の支援を図ることを目的とする。

2) 対象

障害福祉サービス受給者証を取得している知的障害児・者

3) 実施時間

原則として施設開所日の 9 : 0 0 ~ 2 1 : 0 0

4) 実施方法

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）における地域生活支援事業で、各市町村が実施する本事業についての委託契約に基づいて、厚生労働省で定める日中一時支援事業を実施する。

本人の状態に合わせて施設が提供できるプログラムの中で行なう。

昼食時間を挟む場合には食事も提供する。

4. 防災計画

（1）目的

施設内において、自力避難の困難な者等の緊急避難に重点を置いた、より実践的、効果的な訓練を実施することを目的とする。

人的災害及び自然災害を想定した訓練を行ない、必要に応じ消防機関へ依頼し、適切な避難誘導及び、通報・情報収集に必要な知識を職員が身に付け、訓練を行なうことにより、敏速かつ安全に行動できる為の支援を行なう。

（2）方法

実施方法は、別に消防計画として、これを定める。

（3）内容

- ①防災委員会の設置・開催（年 6 回）
- ②避難誘導訓練 毎月 1 回
- ③救助訓練（避難誘導訓練に取り入れる）年 2 回
- ④消火訓練（消防機関への依頼・職員対象）年 2 回
- ⑤体験訓練（起震車・映画・講和等）年 1 回

（4）年間予定

避難誘導訓練	:	毎月
消火訓練	:	年 2 回
救助訓練・体験訓練	:	年 2 回

5. 苦情解決について

（1）目的

福祉のサービス改善・向上を図ることを目的とする。

（2）内容

- ①苦情解決責任者・苦情受付担当者を置き、随時苦情を受け付ける。
- ②受け付けた相談に対し、サービス向上改善委員会がその改善・調整を行なう。
- ③社会福祉法人松里福社会の苦情解決に関する規定に準ずる。

6. サービス向上について

(1) 目的

事業所のサービス改善・向上を図ることを目的とする。

(2) 内容

- ①体罰・虐待対策委員会を設置し、利用者の人権擁護にあたる。
- ②事故防止対策委員会を設置し、事故防止、再発防止にあたる。
- ③施設サービス第三者評価事業を実施する。

7. 家族との関係

(1) 目的

利用者の生活の基盤を家族（家庭）と考え、尊重すると共に、その地域生活全般を視野に入れた支援をする。

(2) 内容

- ①施設での活動・支援プログラム等、利用者の日常生活に関わる情報を本人及び家族にわかりやすく伝える。
- ②家庭支援（レスパイトサービス）に関わるサービスについての説明や相談と、積極的な取り組みにより、家庭での介護負担の軽減を図る。
- ③個別支援計画作成や変更時に、本人及び家族に現状の説明と作成・変更の理由、具体的な支援方法を相互で検討し実施する。
- ④支援の場面において家庭のライフスタイルを尊重し、それぞれにあったサービスの提供に努める。

8. 地域との交流

(1) 目的

社会資源としての福祉施設の啓発を図るため、日常の出来得る活動を通じて、地域の人々へはたらきかけることにより、施設利用者の円滑な地域生活の実現を目指すことを目的とする。

(2) 内容

- ①啓発活動としての広報の発行
- ②作品等の展示即売の案内を行なう
- ③施設内見学、施設内行事への参加の案内を行なう
- ④利用者の活動の社会化を図る
- ⑤近隣地域行事への参加
- ⑥地域住民への必要に応じた可能な限りの設備や場所の開放

9. ボランティア育成

(1) 目的

社会福祉法人松里福祉会の事業計画「14. ボランティア育成」を受けて、学生等に啓発活動を行い、ボランティア活動への参加を積極的にバックアップし、地域福祉及び将来の福祉の担い手を養成することを目的に、以下のような方法で活動を行なう。

(2) 方法

- ①各施設においてボランティア希望者を募る。
- ②日中活動への参加及びイベントを行ない、ボランティア育成を行なう。
- ③イベントは各施設単独で行うのではなく、合理性、効率性を踏まえ合同で行なう。
また、学生を主体に行なうので、基本的には休日に行なうこととする。
- ④松戸市社会福祉協議会が主催するボランティア体験講座を活用する。

(3) 時間

- ①日中活動に参加する場合は施設の活動時間内。
- ②イベントは内容に即した活動時間をその都度設定する。

(4) 費用

イベントの内容により必要に応じて参加利用者から徴収する。

10. 実習生（支援者）の受け入れ

(1) 目的

実習生が知的障害に対する理解を深め、対人的または福祉的感性を身につけるとともに、共生社会の実現に向け、その価値について普及啓発することを目的とする。

また、指導にあたっては、社会福祉実践を整理して伝達すべき内容を明らかにする必要があることから、日常業務の忙しさの中で見失われがちな日々の実践を振り返り、今後の新たな実践展望を描くための貴重な機会と捉える。

(2) 内容

- ①実習担当責任者（実習指導者）をあらかじめ選定する
- ②実施するオリエンテーションの中で、利用者の個人情報やプライバシーの保護の他、実習における注意事項と取り組む内容等を確認する
- ③目標を見定め明確化することを支援するとともに、実習生の主体性と自己決定を尊重する
- ④社会人・対人支援（援助）職としてのマナーや接遇態度について意識できるよう指導する
- ⑤利用者との関わりや実践する支援の中で、個性や障害特性・福祉的ニーズ等の理解を図る
- ⑥事業所の地域社会における目的や役割、他機関との関係性について理解を図る
- ⑦実習記録、実習に関する質問等については、気付きや学びに繋がることを意識

- した助言・指導（コメント記入）を行う
- ⑧実習終了にあたり反省会（振り返り）を行なう
- ⑨評価表を記録保存する

11. 職員研修

（１）目的

福祉従事者としての使命を理解し、意欲と熱意をもって取り組むことができる職員の育成と、社会人・組織人・専門職として求められる能力の開発・向上を目指す。

合同研修の形態については、組織横断的かつ職位や経験等を基に区分して実施するものとし、それぞれの職務段階で必要となる平均的知識・技術の獲得を目指すとともに、互いに磨き合う関係を形成する。

（２）内容

①施設内研修

- 1) 職員研修担当が講師・スーパーバイザー・ファシリテーターとして行う研修
- 2) 各事業所における OJT 及び研修
- 3) 外部講師を招いて行う研修
- 4) 各事業所からの要請により職員研修担当が行う出前研修

②施設外研修

- 1) 各種主催の研修会へ参加
- 2) 研修報告会

③人事交流研修（研修対象者：入職から 5 年以内の職員）

計画的に職員の交流を行うことで視野を広げ、現在の支援に生かすことを目的とし、法人内の他の事業所と人事交流を行う。

研修事業所及び期間についての詳細は所属長間の打ち合わせにより決定する。

研修年間計画			
実施	テーマ	内 容	形 態
4 月 1 日 4 日	新任職員研修（1）	松里福祉会における規則・規程や、福祉専門職としての価値前提・支援における着眼点・留意事項等を学ぶ	新任職員合同
5 月 12 日	新任職員研修（2）	1 か月を振り返るとともに、必要となるフォローアップを図る	新任職員合同
6 月 16 日	初級～中級職員 （1～4 年目）研修	ASD およびダウン症候群の特性・支援におけるポイントなどを主体的に学び、その成果を発表する。	各事業所
10 月 6 日	新任職員研修（3）	半年を振り返るとともに、必要となるフォローアップを図る	新任職員合同
11 月 10 日	2 年目職員研修（1）	サービス報酬請求に係る一連の内容を理解する	2 年目職員合同
	スキルアップ研修		希望者合同

12月22日	選択研修	必要とされるテーマを選択し、実施。 結果について他事業所と共有する。	各事業所
1月26日	3年目職員研修	4年目を迎えるにあたっての振り返りと フォローアップ	3年目職員合同
2月中	虐待防止研修	虐待及び身体拘束を組織的に防止するた めの研修	未定
3月24日	新任職員研修(4)	1年間の振り返り(スーパービジョン)	新任職員合同
	2年目職員研修(2)		2年目職員合同

【備考】

1. 合同研修の実施時間については各コマ90分を予定(17:30～19:00を基本とし、事前に連絡する)
2. 各事業所開催の研修は17:00～18:30を基本とする。ただし、初級～中級職員研修(6/16)については、1時間(17:00～18:00)とする。なお、対象者が存在しない事業所は実施しない。
3. 特別な事情が生じない限り、新任職員研修(1)以外の合同研修は「わかば園」または「第二わかば園」を会場として行うこととする。
4. 「スキルアップ研修」の対象者については、事前に希望アンケートを行う。
5. 2月に実施する「虐待防止研修」については、身体拘束防止(適正化)に向けた内容を含有するものとする。具体的内容については、虐待防止・身体拘束適正化検討委員会において検討し、計画する。
6. 各事業所からの要請により職員研修担当が行う出前研修については、事前に日程・テーマ・ねらい等を相談すること。
7. 通所事業所以外の事業所については、合同研修以外に計画されているものについては、それぞれの状況に応じて外部研修に代替することができるものとする。
8. 12月に行う研修については、年度当初に事業所毎アンケートを実施し、テーマ・実施方法等を独自に決定し、実施する。(アンケートは研修担当が作成する)

12. 職員会議

施設の使命を実現し、職員の総力を結集してその実を上げるため、施設運営及び個々の必要な支援についての共通理解を得るため、定期的又は必要に応じ、随時職員会議を開く。

13. 支援形態

施設利用者に対し、個々の能力やニーズを的確に把握し、それに基づいた日中活動全般の個別の支援計画を作成し、利用者の支援活動を行う。ただし、利用者の活動内容によっては柔軟に対応する。

(1) 作業活動

- ①自主生産活動(縫製・農耕・園芸)
- ②受注活動(計量・袋詰め・粉の小分け・箱折り・リサイクル)
- ③就労支援(企業実習・施設外就労・施設外支援)(就労継続支援B型)

(2) 文化活動

- ①美術工芸（アイロンビーズ）（生活介護）
- ②音楽（カラオケ）（生活介護）
- ③暑気払い、忘年会（就労継続支援B型）

(3) 健康運動活動

- ①ラジオ体操
- ②ウォーキング

(4) 生活活動

- ①余暇活動

14. 日課

生活介護

時 間	内 容
8 : 3 0 ~ 8 : 4 0	職員打合せ
8 : 4 0 ~ 9 : 3 0	利用者登所・更衣
9 : 3 0 ~ 1 1 : 5 0	ミーティング・作業活動 (休憩等は各活動で適宜取る)
1 1 : 5 0 ~ 1 3 : 0 0	昼食
1 3 : 0 0 ~ 1 4 : 4 0	作業活動 (清掃・更衣等を含み、休憩は各活動で適宜取る)
1 5 : 3 0	降所 (状況に応じた柔軟な対応)

就労継続支援B型

時 間	内 容
8 : 3 0 ~ 9 : 1 5	利用者登所・更衣
9 : 1 5 ~ 9 : 2 5	打 合 せ
9 : 3 0 ~ 1 0 : 3 0	作 業
1 0 : 3 0 ~ 1 0 : 4 5	休 憩
1 0 : 4 5 ~ 1 2 : 0 0	作 業
1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0	昼 食
1 3 : 0 0 ~ 1 4 : 1 5	作 業
1 4 : 1 5 ~ 1 4 : 3 0	休 憩
1 4 : 3 0 ~ 1 5 : 3 0	作 業
1 5 : 3 0 ~ 1 6 : 0 0	更 衣(清掃を含む)
1 6 : 0 0	降 所

15. 年間行事予定表（生活介護・就継B）

月	行事関係	バザー関係	保健衛生
4月		リユース工房販売 福祉ショップ 六実地区社協バザー	身体測定
5月		リユース工房販売 福祉ショップ	
6月		リユース工房販売 金ヶ作まつり 福祉ショップ ふれあい広場 (常盤平団地地区社協)	内科検診 精神科検診 胸部レントゲン
7月		リユース工房販売	
8月	夏期休暇 8/13～15 夏祭りイベント	リユース工房販売	
9月	千葉県障害者 ソフトボール大会	リユース工房販売	
10月	秋祭りイベント	リユース工房販売 小金地区社協バザー	精神科検診
11月		リユース工房販売 障害者の日記念バザー ふれあい広場 常盤平地区社協バザー	インフルエンザ 予防接種
12月	年末年始休暇 12/29～1/3	リユース工房販売 福祉ショップ	
1月	20歳を祝う会	リユース工房販売	
2月		リユース工房販売 福祉ショップ 手をつなぐ作品展	内科検診
3月		福祉ショップ	

＊ 奇数月の第四水曜日 午後 あざみ会（家族会）
感染症対策状況等により変動

令和5年度

ここらぼ まつさと支援事業計画（案）

目 次

1. 施設運営の指針.....	3
2. 利用者状況	4
3. 日中活動支援.....	4
4. 防災計画	8
5. 苦情解決について.....	8
6. サービス向上について.....	9
7. 家族との関係.....	9
8. 地域との交流.....	9
9. ボランティア育成.....	10
10. 実習生（支援者）の受け入れ.....	10
11. 職員研修	11
12. 職員会議	12
13. 在宅者・離職者就労継続支援事業.....	13
14. 事業所日課表	13
15. 年間行事予定表.....	14

1. 施設運営の指針

ここらば まつさとは、近年、作業活動の充実と利用者の工賃向上を運営方針の主軸として掲げ、その取り組みを継続・発展し、平成 29 年度からは平均工賃月額が 20,000 円を超えた水準を維持してきましたが、令和 2 年度以降は新型コロナウイルス感染症や国内外の経済情勢の影響で 20,000 円を下回っております。

当面はコロナ禍並びに経済状況の影響も想定せざるを得ませんが、千葉県における就労継続支援B型事業所の平均工賃月額以上を維持するとともに、今後、新型コロナウイルス感染症対策の緩和により販売機会や受注作業の回復が見込まれることから工賃の回復・向上により積極的に取り組んで参ります。

一方、回復の見通しが立たない自主生産品の原材料費高騰に加え、平成 27 年度以降、松戸市共同受注モデル事業として実施してきた東松戸病院の洗濯業務・売店運営・緑地管理作業が令和 5 年度の閉院と共に終了するため、新規事業の獲得や費用対効果の高い自主生産品の開発等も含め、中長期を見据えた工賃向上策を検討・取り入れ、工賃支払い原資の確保を図っていきます。

また利用者においては、加齢による身体状態や家庭（家族）状況に変化が生じていることから、再アセスメントによるニーズ把握に努め、個々の状況に配慮した働き方の変更や活動場所の移行も含め、必要性に即した支援を実践することで地域における継続した日常生活の充実につなげていきます。

基本理念

私たちは日々の生活の中で支援を必要としている人たち一人ひとりを尊重し、安心して生活できるための質の高い創造的なサービスの提供を目指します。

さらに、地域の新しい福祉文化の担い手としての役割を果たしていきます。

基本方針

- ① 松里福祉会職員倫理綱領を遵守し、利用者の人格を尊重するとともに、個々人の必要性に応じた支援・配慮を行うことを心がけます。
- ② 本人を中心に、家族・行政・地域・関係機関との連携を行い、利用者の地域生活の支援体制構築、深化を目指します。
- ③ 職員は組織としてのチームワークを大切に、利用される方々の生活を誠実に、責任をもって支えていきます。
- ④ 地域のマンパワーの活用・人材育成を行います。
- ⑤ 地域で暮らしている方々に対して、必要なサービスを提供していきます。
- ⑥ 地域の行政や福祉サービス事業所と連携し、地域福祉の推進に寄与していきます。
- ⑦ 利用者の社会的自立を促進するため、一人ひとりが主体的に取り組むことができる作業活動を安定的・継続的に提供していきます。

2. 利用者状況

(1) 性別・年齢構成

年 齢	男	女	計
18 歳～20 歳未満	0	0	0
20 歳～25 歳未満	3	1	4
25 歳～30 歳未満	1	0	1
30 歳～35 歳未満	0	0	0
35 歳～40 歳未満	1	0	1
40 歳～45 歳未満	2	0	2
45 歳～50 歳未満	8	2	10
50 歳～55 歳未満	3	0	3
55 歳～60 歳未満	2	0	2
60 歳～65 歳未満	1	0	1
65 歳以上	0	0	0
合 計	21	3	24

(2)

障害支援区分

区 分	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	その他	合計
人 数	0	0	4	8	6	4	2	24

令和 5 年 4 月 1 日見込

3. 日中活動支援

(1) 作業活動領域

①作業活動の目的

事業所で提供される作業活動は、利用者の社会参加と自己実現を図るために行われる活動であり、それらは社会的に結びつく生産性があるもの、もしくは後に社会的に結びつけられるものでなければならない。

また、支援にあたってはできる限り多くの情報提供を心がけ、本人の選択と決定を重んじるとともに、作業活動が社会生活に繋がるよう支援を行う。

②作業活動の基本方針

- 1) 勤労に対する意識の向上
- 2) 生産活動に対する意欲の向上と知識の習得
- 3) 職業能力開発
- 4) 積極的な施設外活動(施設外就労・施設外支援)への取り組み

③社会的生産活動

受注作業では生産性を重視した作業活動を行うとともに、企業との連携をより深めることで作業活動を社会一般における生産事業に近づけていく。それに伴い、作業環境と体制を整えることによる工賃収入の向上を目指す。

自主生産では、生産販売計画を立て実施する。具体的には生産性の向上と販路の拡大に重点を置き、積極的な設備投資を行うなど自主生産作業の充実に努める。さらに、自主生産品などの販売活動を通して社会参加に対する意識を養えるよう支援する。

所外での施設外請負作業(施設外就労・施設外支援含む)では、企業や協働施設との連携を重視しながら、所内活動では味わえない緊張感や達成感を得る機会のある場として位置づける。作業実習(援護就労実習など)については、障害者就労・生活支援センター、企業との連携の中で積極的に実施する。

④受注作業(契約企業)

1) (株) A C M

塩加工・浄水器研磨・セラミックス乾燥袋詰め等

2) (株) アーニング

クリスマス、バレンタイン商品の袋詰め等

3) (株) リーテム

小型家電の解体・分別

4) (株) リハーツ

給湯器の解体・分別

5) 松戸市

給食残渣リサイクル

6) (株) ダイオーミウラ

仕切り折

⑤自主生産

1) 自作あられ

生産・販売・新商品開発・バザー販売・委託販売

委託販売先 千葉県障害者就労事業振興センター(千葉寺店・県庁店)

ぶるーむ・豆のちから・おおなみこなみ・松戸斎場北山会館

2) E Mボカシ

生産・販売・委託販売

委託販売先

クランデール

⑥施設外就労

- 1) 除草作業(松戸市福祉医療センター東松戸病院、松戸市健康福祉会館、リンガーハット)

- 2) 工場内作業
- 3) 病院内作業(松戸市福祉医療センター東松戸病院洗濯業務)
- 4) 清掃作業(時間貸駐車場敷地内清掃、アパート敷地内清掃)

⑦売店運営

松戸市福祉医療センター東松戸病院内売店の運営

⑧工賃の支払い

工賃規程に沿って適宜行う。

⑨職場実習及び就労支援（就労後支援）

- 1) 就労に向けての意欲向上を図るため、職場見学や実習の機会を多く提供することで社会一般の営みを経験する。
- 2) 実習開始にあたっては、その目的を明確に伝えて理解した上で行う。
- 3) 実習先は職員と共に積極的にかつ慎重に開拓し、本人の希望と適正を考慮したうえで自力通勤が可能な範囲で選択する。
- 4) 期間と時間は、本人・家族・実習先との話し合いの元で決定する。原則として、体験実習は2週間、就労前実習は3ヶ月以内とする。
- 5) 実習中の事故については、個人加入の損害保険で対応する。
- 6) 必要事項については事業所を通して本人と企業が実習契約を交わし、その内容に基づいて対応する。
- 7) 事業所は各関係機関との連携を図り、利用者の就労に向けて企業と実習先の開拓に努める。
- 8) 就労が決まり退所した利用者については、定期的に企業担当者との連絡や訪問を行うことで本人の様子を継続的に把握していくために、就労センターへの登録も含め、就労先と本人に対する適切な支援を継続して行う。

(2) 社会生活活動領域

①目的

日常生活を確実に維持しながら、様々な場面を楽しみ行動を広げる活動とする。

②方針

- 1) 生活技能学習を中心とせず、本人のペースを大切にする
- 2) 利用者個々の主体的意見や状態に応じたプログラムの提供

③支援

日常生活に意欲と変化を与え、各種の活動を通して人間関係と社会性の向上を図る。さらに、活動の提供により、利用者が社会生活における自発的な行動のきっかけとなるよう配慮したうえで支援に繋げる。

また、これらの活動時期や時間については特に定めず、利用者の要望を中心として企画と実施を行うようにする。

(3) 健康活動領域

①目的

心身の健康を維持向上できるような活動の提供と支援。

②方針

個々の意見や希望に応じた支援を行う。

③支援

医療機関との連携。健康診断の実施。

(4) 食事

①目的

適切な栄養の摂取による健康の維持増進を図り、より良い食習慣の形成を支援する。

②方針

個々の健康状態を把握し支援する。

③内容

- 1) 食生活の相談
- 2) 食生活に関する情報の発信

(5) その他のサービス

①職員派遣

社会資源（民間サービス）や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく居宅支援の利用が難しい場合や障害特性上、専門的な知識や対応が必要とされる場合において、必要に応じて職員を派遣する。その対応は基本的にマンツーマンとする。

支援内容（日時・場所・具体的支援）については事前に本人及び家族に確認する。

1) 利用料金

30分まで1,000円 それ以降30分毎に1,000円加算

2) 他の支援との連携について

この支援の位置づけは、緊急避難的なものあるいは、他の支援サービス利用の困難なものについて対応することを基本とし、他の支援サービス（介護給付・施設・民間支援事業所・その他の支援機関）の利用が図れるようにするための、経過的な支援サービスとする。そのため、他の支援期間と連携を図り本人支援のためのサービスが提供できるように努める。

②日中一時支援事業

1) 目的

知的障害児・者およびその家族の円滑な地域生活の支援を図ることを目的とする。

2) 対象

障害福祉サービスの受給者証を取得している知的障害児・者

3) 実施時間

原則として施設開所日の9:00～21:00

4) 実施方法

障害者総合支援法における地域生活支援事業で各市町村が実施する本事業についての委託契約に基づいて、厚生労働省で定める日中一時支援事業を実施する。

本人の状態に合わせて施設が提供できるプログラムの中で行う。
昼食時間を挟む場合には食事も提供する。

4. 防災計画

(1) 目的

施設内において、自力避難の困難な者等の緊急避難に重点を置いた、より実践的、効果的な訓練をすることを目的とする。

人的災害および自然災害を想定した訓練を行い、必要に応じ消防機関へ依頼し、適切な避難誘導及び、通報・情報収集に必要な知識を職員が身に付け、訓練を行うことにより、敏速かつ安全に行動できるための支援を行う。

(2) 方法

実施方法は、別に消防計画書としてこれを定める。

(3) 内容

- ① 防災委員会開催 年 6 回
- ② 避難誘導訓練 毎月 1 回
- ③ 救助訓練(避難誘導訓練にとりいれる) 年 2 回
- ④ 消火訓練(消防機関へ依頼・職員対象) 年 2 回
- ⑤ 体験訓練(起震車・映画・講話等) 年 1 回

(4) 年間予定

避難誘導訓練 : 毎月
消火訓練 : 7 月、11 月
救助訓練・体験訓練 : 9 月、3 月

5. 苦情解決について

(1) 目的

施設サービスの改善・向上を図ることを目的とする。

(2) 内容

- ① 苦情解決責任者・苦情解決受付担当者を置き、随時苦情を受け付ける。
- ② 受け付けた相談に対し、サービス向上改善委員会がその改善・調整を行う。
- ③ 社会福祉法人松里福祉会の苦情解決に関する規程に準ずる。

6. サービス向上について

(1) 目的

福祉サービスの改善・向上を図ることを目的とする。

(2) 内容

- ① 体罰・虐待防止委員会を設置し、利用者の人権擁護にあたる。
- ② 事故防止対策委員会を設置し、事故防止、再発防止にあたる。
- ③ 施設サービス第三者評価事業を実施する。

7. 家族との関係

(1) 目的

利用者の家族（家庭）を地域生活の基盤として捉える。利用者が円滑な地域生活を送るために、当事者の障害の様態等について正しく客観的に理解・受容してもらうとともに、施設が行う利用者への支援に対する理解・協力を促すとともに、支援協力関係の構築を図る。

(2) 内容

- ① 定期的な個人面談の実施とともに、事業所での活動・支援などの内容を本人及び家族に分かりやすく伝え、理解してもらう。
- ② 活動・支援内容の変更・結果については、必ず本人及び家族に報告する。

8. 地域との交流

(1) 目的

日常の活動等を通じて地域の人々へ働きかけることにより、地域と当事業所の結びつきを強化するとともに、その関わりを通して施設利用者の地域生活の実現を図ることを目的とする。

(2) 内容

- ① 施設内見学・施設内行事への参加の案内を積極的に行う。
- ② 製品等の展示・即売の案内を行う。
- ③ 利用者の活動の社会化を図る。
- ④ 地域住民への必要に応じた可能な限りの設備や場所の開放。
- ⑤ 近隣地域行事へ積極的に参加する。

・ 9. ボランティア育成

(1) 目的

社会福祉法人松里福祉会の事業計画「14. ボランティア育成」を受けて、学生等に啓発活動を行い、ボランティア活動への参加を積極的にバックアップし、地域福祉及び将来の福祉の担い手を養成することを目的に、以下のような方法で活動を行なう。

(2) 方法

- ①各施設においてボランティア希望者を募る。
- ②日中活動への参加及びイベントを行ない、ボランティア育成を行なう。
- ③イベントは各施設単独で行うのではなく、合理性、効率性を踏まえ合同で行なう。
また、学生を主体に行なうので、基本的には休日に行なうこととする。
- ④松戸市社会福祉協議会が主催するボランティア体験講座を活用する。

(3) 時間

- ①日中活動に参加する場合は施設の活動時間内。
- ②イベントは内容に即した活動時間をその都度設定する。

10. 実習生（支援者）の受け入れ

(1) 目的

実習生が知的障害に対する理解を深め、対人的または福祉的感性を身につけるとともに、共生社会の実現に向け、その価値について普及啓発することを目的とする。

また、指導にあたっては、社会福祉実践を整理して伝達すべき内容を明らかにする必要があることから、日常業務の忙しさの中で見失われがちな日々の実践を振り返り、今後の新たな実践展望を描くための貴重な機会と捉える。

(2) 内容

- ①実習担当責任者（実習指導者）をあらかじめ選定する
- ②実施するオリエンテーションの中で、利用者の個人情報やプライバシーの保護の他、実習における注意事項と取り組む内容等を確認する
- ③目標を見定め明確化することを支援するとともに、実習生の主体性と自己決定を尊重する
- ④社会人・対人支援（援助）職としてのマナーや接遇態度について意識できるよう指導する
- ⑤利用者との関わりや実践する支援の中で、個性や障害特性・福祉的ニーズ等の理解を図る
- ⑥事業所の地域社会における目的や役割、他機関との関係性について理解を図る
- ⑦実習記録、実習に関する質問等については、気付きや学びに繋がることを意識した助言・指導（コメント記入）を行う
- ⑧実習終了にあたり反省会（振り返り）を行なう
- ⑨評価表を記録保存する

11. 職員研修

(1) 目的

福祉従事者としての使命を理解し、意欲と熱意をもって取り組むことができる職員の育成と、社会人・組織人・専門職として求められる能力の開発・向上を目指す。

合同研修の形態については、組織横断的かつ職位や経験等を基に区分して実施するものとし、それぞれの職務段階で必要となる平均的知識・技術の獲得を目指すとともに、互いに磨き合う関係を形成する。

(2) 内容

①施設内研修

- 1) 職員研修担当が講師・スーパーバイザー・ファシリテーターとして行う研修
- 2) 各事業所における OJT 及び研修
- 3) 外部講師を招いて行う研修
- 4) 各事業所からの要請により職員研修担当が行う出前研修

②施設外研修

- 1) 各種主催の研修会へ参加
- 2) 研修報告会

③人事交流研修（研修対象者：入職から 5 年以内の職員）

計画的に職員の交流を行うことで視野を広げ、現在の支援に生かすことを目的とし、法人内の他の事業所と人事交流を行う。

研修事業所及び期間についての詳細は所属長間の打ち合わせにより決定する。

研修年間計画			
実施	テーマ	内 容	形 態
4 月 3 日 4 日	新任職員研修 (1)	松里福祉会における規則・規程や、福祉専門職としての価値前提・支援における着眼点・留意事項等を学ぶ	新任職員合同
5 月 12 日	新任職員研修 (2)	1 か月を振り返るとともに、必要となるフォローアップを図る	新任職員合同
6 月 16 日	初級～中級職員 (1～4 年目) 研修	ASD およびダウン症候群の特性・支援におけるポイントなどを主体的に学び、その成果を発表する。	各事業所
10 月 6 日	新任職員研修 (3)	半年を振り返るとともに、必要となるフォローアップを図る	新任職員合同
	2 年目職員研修 (1)		2 年目職員合同
11 月 10 日	スキルアップ研修	サービス報酬請求に係る一連の内容を理解する	希望者合同

12月22日	選択研修	必要と考えられるテーマを選択し、実施。 結果について他事業所と共有する。	各事業所
1月26日	3年目職員研修	4年目を迎えるにあたっての振り返りと フォローアップ	3年目職員合同
2月中	虐待防止研修	虐待及び身体拘束を組織的に防止するた めの研修	未定
3月8日	新任職員研修(4)	1年間の振り返り(スーパービジョン)	新任職員合同
	2年目職員研修(2)		2年目職員合同

【備 考】

1. 合同研修の実施時間については各コマ 90 分を予定（17：30～19：00 を基本とし、事前に連絡する）
2. 各事業所開催の研修は 17:00～18：30 を基本とする。ただし、初級～中級職員研修（6/16）については、1 時間（17：00～18：00）とする。なお、対象者が存在しない事業所は実施しない。
3. 特別な事情が生じない限り、新任職員研修(1)以外の合同研修は「わかば園」または「第二わかば園」を会場として行うこととする。
4. 「スキルアップ研修」の対象者については、事前に希望アンケートを行う。
5. 2月に実施する「虐待防止研修」については、身体拘束防止（適正化）に向けた内容を含むものとする。具体的内容については、虐待防止・身体拘束適正化検討委員会において検討し、計画する。
6. 各事業所からの要請により職員研修担当が行う出前研修については、事前に日程・テーマ・ねらい等を相談すること。
7. 通所事業所以外の事業所については、合同研修以外に計画されているものについては、それぞれの状況に応じて外部研修に代替することができるものとする。
8. 12月に行う研修については、年度当初に事業所毎アンケートを実施し、テーマ・実施方法等を独自に決定し、実施する。（アンケートは研修担当が作成する）

12. 職員会議

（1）目的

施設の役割を実現し職員の総力を集結してその実を上げるため、施設運営及び利用者への支援についての共通理解を得るため、定期的または必要に応じて職員会議を開く。

（2）内容

- ① ケース会議
- ② 生産会議

13. 在宅者・離職者就労継続支援事業

(1) 目的

就労継続支援事業に準ずる活動を計画的に提供し、社会生活習慣の持続と就労の意欲向上を図ることにより、就職及び再就職へ結びつけることを目的とする。

(2) 対象

松戸市内在住の在宅及び、離職した知的障害者。

(3) 時間

事業所利用者の活動時間に準ずる。

(4) 実施方法

事業所内の活動においては、労働習慣や就業意欲を失うことなく再就職につながられるように配慮し、個別支援計画に基づいて行う。

14. 事業所日課表

時 間	内 容
8 : 3 0	登 所
8 : 4 0 ~ 9 : 0 0	体操・打ち合わせ
9 : 0 0 ~ 1 0 : 3 0	作 業
1 0 : 3 0 ~ 1 0 : 4 5	休 憩
1 0 : 4 5 ~ 1 2 : 0 0	作 業
1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0	休 憩
1 3 : 0 0 ~ 1 4 : 3 0	作 業
1 4 : 3 0 ~ 1 4 : 4 5	休 憩
1 4 : 4 5 ~ 1 5 : 4 0	作 業
1 5 : 4 0 ~ 1 6 : 0 0	清 掃
1 6 : 0 0 ~ 1 6 : 2 0	運 動
1 6 : 2 0 ~ 1 6 : 3 0	着 替 え
1 6 : 3 0	降 所

15. 年間行事予定表

月	行事関係	バザー関係	保健衛生	親睦会
4月	3月分工賃支給日4/10		身体測定	
5月	4月分工賃支給日5/10	福祉ショップ		
6月	5月分工賃支給日6/9	福祉ショップ	内科健診 胸部X線	
7月	6月分工賃支給日7/10			
8月	7月分工賃支給日8/10 夏期休業(8/13～15)			暑気払い
9月	8月分工賃支給日9/8 賞与支払予定 千葉県障害者 ソフトボール大会			
10月	9月分工賃支給日10/10 秋祭りイベント	小金地区社協バザー	精神科健診	
11月	10月分工賃支給日11/10	障害者の日バザー まつど大農業まつり 常盤平地区社協バザー	インフルエンザ予防接種	
12月	11月分工賃支給日12/8 年末年始休暇12/29～1/3	障害者週間PRバザー 福祉ショップ	内科健診	忘年会
1月	12月分工賃支給日1/10			
2月	1月分工賃支給日2/9 日帰り旅行	手をつなぐ作品展 福祉ショップ		
3月	2月分工賃支給日3/8 賞与支払予定	福祉ショップ		

令和5年度

あおば支援事業計画（案）

共同生活住居

あおば五香

あおば八柱

あおば金ヶ作

あおば六実A棟

あおば六実B棟

目 次

1. 施設運営の指針	1
2. 利用者状況	2
3. 生活支援	3
(1) 目的	3
(2) 基本的方針	3
4. 防災計画	3
(1) 目的	3
5. サービス向上について	3
(1) 目的	3
(2) 内容	3
6. 家族との関係	4
(1) 目的	4
(2) 内容	4
7. 地域との交流	4
(1) 目的	4
8. 職員研修	4
(1) 目的	4
(2) 内容	4
9. 職員会議	6
10. 支援形態	6
11. 日課	6

1. 施設運営の指針

グループホームは少人数の入居者が暮らす、家庭に代わる場所です。ですから、大勢の職員が共同で支援する施設とは支援体制も違い、少人数あるいは単独で支援する場面が日常です。それゆえ入居者の方と職員との関係性が密になり、信頼関係が構築し易い面はあると思います。一方、職員の価値観の押し付けや職員都合による言動により、不適切な支援を引き起こす危険性が他よりも高いというリスクがあります。昨年度は実際、支援スキルと職員都合をはき違えた事案が発生しました。少人数あるいは単独で支援する場面が多いからこそ、情報を共有するためや、支援方法の統一化を図るための話し合いが必要なのに、できていなかったことが原因でした。そこで、令和5年度は職員が集まって意見交換をする場を多く設け、よりよい支援とは何かを共通理解した上で取り組みたいと考えています。

入居者の方々は若い方もいますが、ほとんどが40歳を超えており、平均年齢は47.5歳です。中には60歳を超えた方もおります。健康に注意したり、意識して運動を行ったり、自ら気をつけることができない方がほとんどなので、その結果、体の衰えが顕著に現れる方も多くなってきました。体の異常をうまく周囲に伝えられない方もおり、周囲が気付いた時には重篤な状態だったなどということがないよう、日々の中で細かい点にも気を配り、入居者の方々が健康でいられるようにしていきたいと思います。そのためには、医学的な知識を身に着けることも大切ですが、それ以上に職員同士のコミュニケーションが大切だと思います。なぜなら、職員同士が自分の持つ情報をすり合わせることで、より正確な状態を把握できると考えるからです。しかし、先にも述べたように、昨年度はそれが不十分でした。令和5年度はその反省を基に、職員間のコミュニケーションを密にし、意識的に話し合いの場を設けて活性化を図り、入居者にとってよりよい環境を提供できるようにしていきたいと思います。

基本理念

私たちは日々の生活の中で支援を必要としている人たち一人ひとりを尊重し、安心して生活できるための質の高い創造的なサービスの提供を目指します。

さらに、地域の新しい福祉文化の担い手としての役割を果たして行きます。

基本方針

- ① 松里福祉会職員倫理綱領を遵守し、利用者の人格を尊重するとともに、個人の必要に応じたサービス・細心の配慮を行うことを心がけます。
- ② 本人主体を中心に、家族・地域・行政・関係機関との連携を積極的に行い、利用者の地域生活の支援体制を確立することを目指します。
- ③ 職員は利用者のエンパワメントを軸に置いた支援を構築し、チームワークを大切にし、利用者の生活を誠実に責任を持って支えて行きます。
- ④ 地域のマンパワーの活用・人材育成を行い、開かれた施設を目指します。
- ⑤ 地域で暮らしている人たちに対して必要なサービスを提供して行きます。
- ⑥ 権利擁護の意識を徹底し、利用者の代弁者としての役割を果たしていきます。

2. 利用者状況

①性別・年齢構成

住居	あおば五香		あおば八柱		あおば金ヶ作		あおば六実A棟	あおば六実B棟	合計
性別 年齢	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
18歳～20歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20歳～25歳未満	0	0	0	0	1	0	0	0	1
25歳～30歳未満	0	0	1	0	0	0	1	0	2
30歳～35歳未満	0	0	1	0	0	0	0	0	1
35歳～40歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40歳～45歳未満	1	0	0	0	1	0	0	3	8
45歳～50歳未満	4	0	1	0	2	0	5	3	13
50歳～55歳未満	0	0	3	0	0	0	2	1	8
55歳～60歳未満	2	0	0	0	0	0	2	3	3
60歳以上	1	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	8	0	6	0	4	0	9	10	38
	8		6		4		10	10	

②障害支援区分

	区分1					区分2					区分3					区分4					区分5					区分6					合計
	五香	八柱	金ヶ作	六実A	六実B	五香	八柱	金ヶ作	六実A	六実B	五香	八柱	金ヶ作	六実A	六実B	五香	八柱	金ヶ作	六実A	六実B	五香	八柱	金ヶ作	六実A	六実B	五香	八柱	金ヶ作	六実A	六実B	
男性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0	2	3	0	4	6	2	7	0	28
女性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	5	10
	0					0					2					3					9					24					38

令和5年4月1日見込

3. 生活支援

(1) 目的

利用者が地域において、共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況や置かれている環境に応じて、相談その他の日常生活上の援助や入浴、排泄、食事等の介護を適切かつ効果的に行う。

(2) 基本的方針

- ① 生活リズムと情緒の安定。
- ② 利用者にとって有益となる正しく豊富な情報の提供。
- ③ できる限り、自己決定に基づいた生活が送れるよう支援する。
- ④ 主体的に生活する。

4. 防災計画

(1) 目的

施設内において、自力避難の困難な者等の緊急避難に重点を置いた、より実践的、効果的な訓練を実施することを目的とする。

人的災害および自然災害を想定した訓練を行い、必要に応じ消防機関へ依頼し、適切な避難誘導及び、通報・情報収集に必要な知識を職員が身に付け、訓練を行うことにより、敏速かつ安全に行動できる為の支援を行う。

① 方法

実施方法は、別に消防計画書として、これを定める。

② 内容

- 1) 総合訓練 (消火・通報・避難誘導を連携して行う) 年1回
- 2) 部分訓練 (消火・通報・避難誘導を個別に行う) 年2回

③ 年間予定表

総合訓練 (消火・通報・避難誘導を連携して行う) : 6月
部分訓練 (消火・通報・避難誘導を個別に行う) : 9月、 3月

5. サービス向上について

(1) 目的

施設のサービス改善・向上を図ることを目的とする。

(2) 内容

- ① 体罰・虐待対策委員会を設置し、利用者の人権擁護にあたる。
- ② 事故防止対策委員会を設置し、事故防止、再発防止にあたる。

6. 家族との関係

(1) 目的

事業所として利用者だけの支援にとどまらず、家族をも含めた支援や、社会生活全般を視野に入れた支援を行う。

(2) 内容

- ① 事業所との契約に際し、個別支援計画や活動内容について、本人および家族に対し十分な説明をする。
- ② 個別支援計画の変更時に、本人および家族に現状の説明と変更の理由、具体的な支援方法を相互で検討し実施する。
- ③ 支援場面において、他の利用者との関係性に配慮しながら、家庭でのライフスタイルを尊重し、それぞれに合ったサービスの提供に努める。

7. 地域との交流

(1) 目的

グループホームに居住していても地域社会の一員として利用者が意識できるよう、地域福祉の増進に努める。内容

- ① 地域行事等への参加。
- ② 利用者の活動の社会化を図る。

8. 職員研修

福祉従事者としての使命を理解し、意欲と熱意をもって取り組むことができる職員の育成と、社会人・組織人・専門職として求められる能力の開発・向上を目指す。

合同研修の形態については、組織横断的かつ職位や経験等を基に区分して実施するものとし、それぞれの職務段階で必要となる平均的知識・技術の獲得を目指すとともに、互いに磨き合う関係を形成する。

(2) 内容

①施設内研修

- 1) 職員研修担当が講師・スーパーバイザー・ファシリテーターとして行う研修
- 2) 各事業所における OJT 及び研修
- 3) 外部講師を招いて行う研修
- 4) 各事業所からの要請により職員研修担当が行う出前研修

研修年間計画			
実施	テーマ	内 容	形 態
4 月 3 日 4 日	新任職員研修 (1)	松里福祉会における規則・規程や、福祉専門職としての価値前提・支援における着眼点・留意事項等を学ぶ	新任職員合同
5 月 12 日	新任職員研修 (2)	1 か月を振り返るとともに、必要となるフォローアップを図る	新任職員合同
6 月 16 日	初級～中級職員 (1～4 年目) 研修	ASD およびダウン症候群の特性・支援におけるポイントなどを主体的に学び、その成果を発表する。	各事業所
10 月 6 日	新任職員研修 (3)	半年を振り返るとともに、必要となるフォローアップを図る	新任職員合同
	2 年目職員研修 (1)		2 年目職員合同
11 月 10 日	スキルアップ研修	サービス報酬請求に係る一連の内容を理解する	希望者合同
12 月 22 日	選択研修	必要と考えられるテーマを選択し、実施。結果について他事業所と共有する。	各事業所
1 月 26 日	3 年目職員研修	4 年目を迎えるにあたっての振り返りとフォローアップ	3 年目職員合同
2 月中	虐待防止研修	虐待及び身体拘束を組織的に防止するための研修	未定
3 月 8 日	新任職員研修 (4)	1 年間の振り返り (スーパービジョン)	新任職員合同
	2 年目職員研修 (2)		2 年目職員合同

【備 考】

1. 合同研修の実施時間については各コマ 90 分を予定 (17:30～19:00 を基本とし、事前に連絡する)
2. 各事業所開催の研修は 17:00～18:30 を基本とする。ただし、初級～中級職員研修 (6/16) については、1 時間 (17:00～18:00) とする。なお、対象者が存在しない事業所は実施しない。
3. 特別な事情が生じない限り、新任職員研修 (1) 以外の合同研修は「わかば園」または「第二わかば園」を会場として行うこととする。
4. 「スキルアップ研修」の対象者については、事前に希望アンケートを行う。
5. 2 月に実施する「虐待防止研修」については、身体拘束防止 (適正化) に向けた内容を含有するものとする。具体的内容については、虐待防止・身体拘束適正化検討委員会において検討し、計画する。
6. 各事業所からの要請により職員研修担当が行う出前研修については、事前に日程・テーマ・ねらい等を相談すること。
7. 通所事業所以外の事業所については、合同研修以外に計画されているものについては、それぞれの状況に応じて外部研修に代替することができるものとする。
8. 12 月に行う研修については、年度当初に事業所毎アンケートを実施し、テーマ・実施方法等を独自に決定し、実施する。(アンケートは研修担当が作成する)

②施設外研修

- 1) 各種主催の研修会へ参加
- 2) 研修報告会

③人事交流研修 (研修対象者：入職から 5 年以内の職員)

計画的に職員の交流を行うことで視野を広げ、現在の支援に生かすことを目的とし、法人内の他の事業所と人事交流を行う。

研修事業所及び期間についての詳細は所属長間の打ち合わせにより決定する。

9. 職員会議

事業所の使命を実現し、職員の総力を結集して、その実を上げるため、事業所運営及び、個々の必要な支援についての共通理解を得るため、定期的または、必要に応じて随時職員会議を開く。

10. 支援形態

利用者に対し、個々の能力やニーズを的確に把握し、それに基づいた共同生活全般の個別の支援プログラムを作成し、利用者の生活支援を行う。ただし、利用者の状況、状態によっては柔軟に対応する。

- ① 自立生活に向けた支援
- ② 地域との交流
- ③ 余暇支援

11. 日課

時 間	内 容
7 : 0 0 ~ 8 : 3 0	起床・朝食・身支度
8 : 3 0 ~ 9 : 0 0	通所施設へ通勤
1 6 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0	帰宅
1 7 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0	自由時間・入浴
1 8 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0	夕食・自由時間
1 9 : 0 0 ~ 2 3 : 0 0	自由時間・入浴・就寝準備
2 3 : 0 0 ~	就寝

令和 5 年度
短期入所事業計画（案）

ふたば五香

ふたば小金

ふたば

目 次

1. 施設運営の指針	- 1 -
2. 利用者状況	- 2 -
(1) ふたば五香(定員 4 名)	- 2 -
(2) ふたば小金(定員 2 名)	- 2 -
(3) ふたば(定員 4 名)	- 2 -
3. 事業内容.....	- 3 -
(1) 食事の提供	- 3 -
(2) 排泄.....	- 3 -
(3) 送迎.....	- 3 -
(4) 生活に関する相談・支援	- 3 -
(5) 健康管理	- 3 -
(6) 日中活動事業所等との連絡調整.....	- 3 -
(7) 利用者に対する緊急時の対応	- 3 -
4. 防災計画.....	- 3 -
(1) 目的.....	- 3 -
(2) 方法.....	- 3 -
(3) 内容.....	- 3 -
(4) 年間予定表	- 4 -
5. 苦情解決について.....	- 4 -
(1) 目的.....	- 4 -
(2) 内容.....	- 4 -
6. サービス向上について.....	- 4 -
(1) 目的.....	- 4 -
(2) 内容.....	- 4 -
7. 職員研修.....	- 4 -
8. 日課	- 6 -

1. 施設運営の指針

松里福社会の短期入所事業には、大きく分けて二つの役割があります。一つは家庭を離れた生活体験としての場。もう一つは地域で生活する方のセーフティネットとして、家庭生活が困難になった人の緊急一時的な生活の場です。体験の場としては、将来を見越した練習であり、ご本人も納得して宿泊に臨んでいるため、安心して楽しく過ごすことができているように感じます。この体験を繰り返し行うことで、家庭以外での環境に置かれたとしても、パニックにならない順応性を養うにはよい機会と捉えており、令和 5 年度も引き続き実施し将来に備えるための一端を担えればと考えています。

もう一つの緊急一時的な生活の場としての役割についても、充分とは言えないまでも相応に果たしているのではないかと考えます。家族形態の多様化により、家庭で子供を一時的に養育できない、あるいは支援者である家族が入院せざるを得ない状況にあるが、他に支援者がいない等、急を要す事案が多くあります。そんな事案に対し家庭に代わる一時的な住まいの場の提供と、家族に代わる支援の提供を行ってきました。このようなケースは、今後益々増えていくものと思いますが、それぞれのケースはいつも突然で、待ったなしの状況が少なくありません。そんなケースに応えるべく、初めて会う対象者にも即座に対応する職員の精神的負担は大きいのですが、その都度創意工夫を凝らし支援してきました。地域生活を支える上で重要な役割を果たす地域生活支援拠点として、3 年目を迎える令和 5 年度は、この役割の重要性を職員全体で再認識し、前向きに取り組んでまいりたいと思います。

基本理念

私たちは日々の生活の中で支援を必要としている人たち一人ひとりを尊重し、安心して生活できるための質の高い創造的なサービスの提供を目指します。

さらに、地域の新しい福祉文化の担い手としての役割を果たして行きます。

基本方針

- ① 松里福社会職員倫理綱領を遵守し、利用者の人格を尊重するとともに、個人の必要に応じたサービス・細心の配慮を行うことを心がけます。
- ② 本人主体を中心に、家族・地域・行政・関係機関との連携を積極的に行い、利用者の地域生活の支援体制を確立することを目指します。
- ③ 職員は利用者のエンパワメントを軸に置いた支援を構築し、チームワークを大切にし、利用者の生活を誠実に責任を持って支えて行きます。
- ④ 地域のマンパワーの活用・人材育成を行い、開かれた施設を目指します。
- ⑤ 地域で暮らしている人たちに対して必要なサービスを提供して行きます。
- ⑥ 権利擁護の意識を徹底し、利用者の代弁者としての役割を果たしていきます。

2. 利用者状況

(1) ふたば五香(定員4名)

区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
6	男性	0	20	25	7	11	23	11	12	23	21	20	15	188
	女性	0	10	17	3	7	4	4	12	6	2	5	5	75
5	男性	5	4	11	5	6	13	5	13	8	12	7	2	91
	女性	0	2	6	0	2	2	2	1	3	0	3	3	24
4	男性	0	2	4	0	2	3	5	6	5	7	1	2	37
	女性	0	2	3	2	2	0	0	4	0	0	2	2	18
3	男性	0	2	0	0	1	0	0	2	0	1	0	0	6
	女性	0	2	1	0	0	0	0	1		1	1	1	7
2	男性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		0	44	67	17	31	45	27	51	45	44	39	30	446

(2) ふたば小金(定員2名)

区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
6	男性	2	2	2	2	2	2	5	7	4	5	8	4	45
	女性	1	0	4	2	0	2	2	0	0	0	0	0	11
5	男性	0	0	5	0	2	0	0	0	2	0	0	0	9
	女性	1	0	2	0	1	0	0	0	2	0	0	0	6
4	男性	1	0	2	2	0	2	2	0	2	1	0	1	13
	女性	0	1	0	0	0	1	0	3	0	0	3	0	8
3	男性	1	1	1	1	2	2	0	1	2	1	1	0	13
	女性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	男性	1	1	1	0	0	1	0	1	0	1	0	1	7
	女性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		0	0	7	2	4	2	2	7	6	0	0	0	30

(3) ふたば八柱(定員4名)

区分			4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
6	男性	八柱	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
		六実	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
	女性	八柱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		六実	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	36
5	男性	八柱	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
		六実	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
	女性	八柱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		六実	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	36
4	男性	八柱	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
		六実	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
	女性	八柱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		六実	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
3	男性	八柱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		六実	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女性	八柱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		六実	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
	男性	八柱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		六実	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
	女性	八柱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		六実	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
合計			19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	228

令和5年4月1日見込

3. 事業内容

(1) 食事の提供

利用者の健康面を考慮した食事。栄養バランスのとれた食事を提供する。

(2) 排泄

利用者のプライバシーには十分配慮し、一人ひとりに合わせた支援を実施する。

(3) 送迎

日中活動事業所と連携を取り、利用者・家族の意向に沿ったサービスを提供する。
利用者・家族に安心してサービスを利用いただくために安全には十分配慮して事故防止に努める。

(4) 生活に関する相談・支援

利用者が自分で解決しかねる問題、助言が必要な状況、経験がないことにより自己判断しかねる事項等状況を考慮し、適切な相談、支援を行う。

(5) 健康管理

利用者の健康状態に留意し、利用者の家族、日中活動事業所等、医療機関との連携のもと、健康保持に努める。

(6) 日中活動事業所等との連絡調整

利用者に関わる重要連絡事項、体調不良等必要に応じて連絡調整を行う。

(7) 利用者に対する緊急時の対応

利用者の生命、安全を第一に考えた速やかな対応。家族、関係機関との連絡調整を行う。

4. 防災計画

(1) 目的

施設内において、自力避難の困難な者等の緊急避難に重点を置いた、より実践的、効果的な訓練を実施することを目的とする。

人的災害および自然災害を想定した訓練を行い、必要に応じ消防機関へ依頼し、適切な避難誘導及び、通報・情報収集に必要な知識を職員が身に付け、訓練を行うことにより、敏速かつ安全に行動できる為の支援を行う。

(2) 方法

実施方法は、別に消防計画書として、これを定める。

(3) 内容

① 避難誘導訓練年 2 回

② 救助訓練(避難誘導訓練にとり入れる)年 2 回

③ 消火訓練(消防機関へ依頼・職員対象)年 2 回

(4) 年間予定表

避難誘導訓練	: 9月・3月
消火訓練	: 9月、3月
救助訓練	: 3月

5. 苦情解決について

(1) 目的

福祉のサービス改善・向上を図ることを目的とする。

(2) 内容

- ① 苦情処理解決責任者・苦情受付担当者を置き、随時苦情を受け付ける。
- ② 受け付けた相談に対し、サービス向上改善委員会がその改善・調整を行う。
- ③ 社会福祉法人松里福社会の苦情解決の仕組み、運営要綱に準ずる。

6. サービス向上について

(1) 目的

施設のサービス改善・向上を図ることを目的とする。

(2) 内容

- ① 体罰・虐待対策委員会を設置し、利用者の人権擁護にあたる。
- ② 事故防止対策委員会を設置し、事故防止、再発防止にあたる。

7. 職員研修

(1) 目的

福祉従事者としての使命を理解し、意欲と熱意をもって取り組むことができる職員の育成と、社会人・組織人・専門職として求められる能力の開発・向上を目指す。

合同研修の形態については、組織横断的かつ職位や経験等を基に区分して実施するものとし、それぞれの職務段階で必要となる平均的知識・技術の獲得を目指すとともに、互いに磨き合う関係を形成する。

(2) 内容

①施設内研修

- 1) 職員研修担当が講師・スーパーバイザー・ファシリテーターとして行う研修
- 2) 各事業所における OJT 及び研修
- 3) 外部講師を招いて行う研修
- 4) 各事業所からの要請により職員研修担当が行う出前研修

研修年間計画			
実施	テーマ	内 容	形 態
4月3日 4日	新任職員研修 (1)	松里福祉会における規則・規程や、福祉専門職としての価値前提・支援における着眼点・留意事項等を学ぶ	新任職員合同
5月12日	新任職員研修 (2)	1 か月を振り返るとともに、必要となるフォローアップを図る	新任職員合同
6月16日	初級～中級職員 (1～4年目) 研修	ASD およびダウン症候群の特性・支援におけるポイントなどを主体的に学び、その成果を発表する。	各事業所
10月6日	新任職員研修 (3)	半年を振り返るとともに、必要となるフォローアップを図る	新任職員合同
	2年目職員研修 (1)		2年目職員合同
11月10日	スキルアップ研修	サービス報酬請求に係る一連の内容を理解する	希望者合同
12月22日	選択研修	必要と考えられるテーマを選択し、実施。結果について他事業所と共有する。	各事業所
1月26日	3年目職員研修	4年目を迎えるにあたっての振り返りとフォローアップ	3年目職員合同
2月中	虐待防止研修	虐待及び身体拘束を組織的に防止するための研修	未定
3月8日	新任職員研修 (4)	1年間の振り返り (スーパービジョン)	新任職員合同
	2年目職員研修 (2)		2年目職員合同

【備 考】

1. 合同研修の実施時間については各コマ90分を予定(17:30～19:00を基本とし、事前に連絡する)
2. 各事業所開催の研修は17:00～18:30を基本とする。ただし、初級～中級職員研修(6/16)については、1時間(17:00～18:00)とする。なお、対象者が存在しない事業所は実施しない。
3. 特別な事情が生じない限り、新任職員研修(1)以外の合同研修は「わかば園」または「第二わかば園」を会場として行うこととする。
4. 「スキルアップ研修」の対象者については、事前に希望アンケートを行う。
5. 2月に実施する「虐待防止研修」については、身体拘束防止(適正化)に向けた内容を含有するものとする。具体的内容については、虐待防止・身体拘束適正化検討委員会において検討し、計画する。
6. 各事業所からの要請により職員研修担当が行う出前研修については、事前に日程・テーマ・ねらい等を相談すること。
7. 通所事業所以外の事業所については、合同研修以外に計画されているものについては、それぞれの状況に応じて外部研修に代替することができるものとする。
8. 12月に行う研修については、年度当初に事業所毎アンケートを実施し、テーマ・実施方法等を独自に決定し、実施する。(アンケートは研修担当が作成する)

②施設外研修

- 1) 各種主催の研修会へ参加
- 2) 研修報告会

③人事交流研修(研修対象者:入職から5年以内の職員)

計画的に職員の交流を行うことで視野を広げ、現在の支援に生かすことを目的とし、法人内の他の事業所と人事交流を行う。

研修事業所及び期間についての詳細は所属長間の打ち合わせにより決定する。

8. 日課

時 間	内 容
1 日 目	
1 6 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	入所
1 7 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0	自由時間・入浴
1 8 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0	夕食・自由時間
1 9 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0	自由時間・入浴・就寝準備
2 2 : 0 0 ~	就寝
2 日 目	
7 : 0 0 ~ 8 : 3 0	起床・朝食・身支度
8 : 4 0 ~ 9 : 0 0	通所施設へ通所

令和 5 年度
エール事業計画(案)

目次

1. 事業運営の指針	2
2. 特定相談支援事業	3
(1) 事業概要	3
(2) 対象者	3
(3) 内容	3
3. 障害児相談支援事業	4
(1) 事業概要	4
(2) 対象者	4
(3) 内容	4
4. 一般相談支援事業	5
(1) 事業概要	5
(2) 対象者	5
(3) 内容	5
5. 松戸市からの委託事業	5
(1) 事業名称	5
(2) 事業の目的	5
(3) 委託内容	6
(4) 契約期間等	9
(5) 対象者	9
(6) 人員について	9
6. 苦情解決について	10
(1) 目的	10
(2) 内容	10
7. 相談支援専門員研修	10
(1) 目的	10
(2) 内容	10
8. 地域課題への取り組み	10
(1) 目的	10
(2) 内容	10
9. 職員研修	10
(1) 目的	10
(2) 内容	11

1. 事業運営の指針

特定相談支援・障害児相談支援事業所エールは、令和4年度はコロナウイルス感染防止の為、訪問、対面での相談支援ではなく電話やリモート面談を中心にサービスの提供をしてきたことで、昨年度の人員配置の半数になっておりますが、障害がある方が障害福祉サービスを利用しその人らしい生活が送れるように支援を提供することができました。

小金基幹相談支援センターは、松戸市内を3つの圏域毎に基幹相談支援センターが設置さて2年が経過しました。受託をされている小金圏域内でも理解、周知をされ、相談者数も昨年度に比べ多種多様な相談が増えきております。

緊急一時保護は、認知度も上がり登録者数は増加しており、今後も増加が見込まれており、後半においては、事前登録者ではない新規の方の緊急一時保護が増えてまいりましたが、早期に対応することで、その方の次のステップへスムーズに移行することができております。

令和5年度は特定相談支援・障害児相談支援事業所エールにおいては、障害者ピアサポート研修を修了した相談支援専門員を配置し障害のある方と同じ目線に立った相談支援を展開し、また高度な相談支援が必要な事例に対しても市内にある基幹相談支援センターとの連携を図り、昨年度同様に、今までは相談支援専門員一人当たりの契約者数が70名程度であったものが110名を超えているので、これまで以上の業務の効率化を図ってまいります。

小金基幹相談支援センターでは、社会福祉士、看護師をはじめ、介護福祉士、公認心理師、作業療法士、栄養士の多岐に渡る専門資格を要する相談員を配置し障害福祉、医療、健康、心理等の多面的視点をもちいて他の圏域にはない支援体制の構築を進めていきます。

緊急一時保護事業の事前登録者数及び緊急一時保護者の増加関してもする事が見込まれておりその中で松戸市内における相談支援の中心として体制強化を進めてまいります。

基本理念

私たちは日々の生活の中で支援を必要としている人たち一人ひとりを尊重し、安心して生活できるための質の高い創造的なサービスの提供を目指します。

さらに、地域の新しい福祉文化の担い手としての役割を果たして行きます。

基本方針

- ① 松里福祉会職員倫理綱領を遵守し、利用者の人格を尊重するとともに、個人の必要に応じたサービス・細心の配慮を行うことを心がけます。
- ② 本人主体を中心に、家族・地域・行政・関係機関との連携を積極的に行い、利用者の地域生活の支援体制を確立することを目指します。
- ③ 職員は利用者のエンパワメントを軸に置いた支援を構築し、チームワークを大切に

し、利用者の生活を誠実に責任を持って支えて行きます。

- ④ 地域のマンパワーの活用・人材育成を行い、開かれた施設を目指します。
- ⑤ 地域で暮らしている人たちに対して必要なサービスを提供して行きます。
- ⑥ 権利擁護の意識を徹底し、利用者の代弁者としての役割を果たしていきます。

2. 特定相談支援事業

(1) 事業概要

- ① 基本相談支援
- ② 計画相談支援

(2) 対象者

- ① 基本相談については、障害児（者）及びその保護者または介護者。
- ② 計画相談については、障害福祉サービスの申請もしくは変更の申請に係る障害者。

(3) 内容

① 基本相談支援

地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整等の便宜を総合的に相談に応じる。

② 計画相談支援

・ サービス利用支援

支給決定又は支給決定の変更前にサービス等利用計画案を作成する。
支給決定または変更後、サービス事業者等との連絡調整、サービス等利用計画の作成をする。

・ 継続サービス利用支援

支給決定後、厚生労働省令で定める期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行う。(モニタリング)

③ 計画相談支援契約者の状況

令和3年度契約者数（累計）

契約者	小計	合計
成人	201名	201名

令和4年度契約予定者数

契約者	小計	合計
成人	6名	6名

予定者数については現時点で予約の入っている人数のため、事業を進める中で変動する場合がある。

3. 障害児相談支援事業

(1) 事業概要

- ① 基本相談支援
- ② **障害児相談支援**

(2) 対象者

障害児通所支援（児童福祉法）を利用するすべての障害児

(3) 内容

① 基本相談支援

全ての障害者及びその保護者または介護者などから社会生活を営む上での相談に応じる。

② 障害児相談支援

- ・ 障害児利用支援援助
支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成する。
支給決定または変更後、サービス事業者との連絡調整、サービス等利用計画の作成をする。
- ・ 継続障害児利用支援援助
支給決定後、厚生労働省令で定める期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行う。（モニタリング）
- ・ サービス事業者等の連絡調整、支給決定または変更に係る申請の奨励

③ 計画相談支援契約者の状況

令和3年度契約者数（累計）

契約者	小計	合計
児 童	7 名	7 名

令和4年度契約予定者数

契約者	小計	合計
児 童	2 名	2 名

予定者数については現時点で予約の入っている人数のため、事業を進める中で変動する場合がある。

4. 一般相談支援事業

(1) 事業概要

① 基本相談支援

② 地域相談支援

- ・ 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の便宜を供与すること

- ・ 地域定着支援

居宅において単身等の状況において生活する障害者につき、当該障害者との常時の連絡体制を確保し、当該障害者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等の場合に相談その他の便宜を供与すること

(2) 対象者

① 基本相談については、障害児（者）及びその保護者または介護者。

② 地域相談については、障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者。

(3) 内容

① 基本相談支援

地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整等の便宜を総合的に供与すること

② 地域相談支援

- ・ 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の便宜を供与すること

- ・ 地域定着支援

居宅において単身等の状況において生活する障害者につき、当該障害者との常時の連絡体制を確保し、当該障害者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等の場合に相談その他の便宜を供与すること

5. 松戸市からの委託事業

(1) 事業名称

松戸市小金基幹相談支援センター運営委託（緊急一時保護運営業務委託を含む）

(2) 事業の目的

地域における障害者支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相

談支援センター（以下「センター」という。）を運営し、障害者総合支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という）第77条の2に規定するセンター業務等を実施することを目的とする。

障害のある人やひきこもり状態（松戸市内に居住し、6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態）にある人、その保護者、又は障害のある人の支援を行なう者などからの相談に応じ、必要な情報提供、権利擁護のために必要な支援を行なうことにより、障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援する。

本業務の受託事業者（以下「受託者」という。）は、本市の提示した運営方針に基づき、業務の実施に先立ち、本業務を遂行するための実施体制や業務を適正に実施するための事業計画等を策定し、これに基づき業務を行う。

（3）委託内容

① 総合的・専門的な相談支援の実施

1) 障害の種別や各種のニーズに対応した相談支援

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業及び身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第9条第5項第2号及び第3号、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第5項第2号及び第3号、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年5月1日法律第123号）第49条第1項に基づく相談等の業務を総合的に行う。

2) 困難事例の相談支援

障害福祉サービス等の利用だけでは解決することが困難な問題を抱える障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）、あるいは、障害が疑われるにも拘らず福祉による支援に繋がっていない児者について、本人並びにその保護者等に対し、関係機関と連携した対応や同行支援等を行う。

② 地域の相談支援体制の強化の取組

1) 地域の相談支援事業者に対する専門的な指導、助言。

地域の相談支援事業者に対し、相談支援実務に関する専門的な指導及び助言を行う。

2) 地域の相談支援事業者の人材育成の支援

地域の相談支援事業者を対象とする研修会の企画・運営、事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等により、相談支援事業者の人材育成の支援を行う。

相談支援専門員を対象として、相談支援に従事する者の資質の向上を目的としたスキルアップ研修を他のセンターと合同開催する。

3) 地域の相談機関との連携強化の取組

相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育、就労等に関する各種の相談機関等との連携を強化するための取組を行う。

相談機関との連携強化を目的とした研修や会議を原則年2回以上主催すること（個別事例の検討を目的とした会議等を除く。他のセンターと合同開催も可能だが、主催は1ヶ所のみとする）。

また、各種の相談機関等が開催する会議・行事等へ積極的に出席し、必要な支援を行う。

③ 地域移行・地域定着の促進の取組

1) 障害者支援施設や精神科病棟等への地域移行に向けた普及啓発

障害者支援施設や精神科病院等に入院・入所している障害者等の地域生活へ向けた普及啓発活動を行う

2) 地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート

下記の取組等により、地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネートを行う。

(ア) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

a 地域個別ケア会議

圏域ごとに地域個別ケア会議を年2回以上開催し、支援困難な個別事例等の課題を解決するとともに、地域の課題を把握し議論を通じて解決すること。なお、地域個別ケア会議は、地域の実情に応じて関係機関団体と連携して開催するとともに、地域の関係機関等の意見を聴取して事例やテーマの選定等を行う。また、地域におけるより多くの保健・医療及び福祉関係者等が会議を通じた支援を受けられるよう運営を行う。

b 地域生活支援拠点運営協議会との連携を通じた地域課題の解決

市の定める方法に従って地域の課題を地域生活支援拠点運営協議会に報告する。また、同協議会での議論の内容（決定された対応方針、他の圏域から抽出された課題も含めた市レベルの課題と対応方針など）を踏まえて、地域課題の解決を図る。

(イ) 地域生活支援拠点等（緊急一時保護運営業務委託）

a 相談

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う。

b 緊急時の受け入れ・対応

24時間対応を行っている短期入所事業所と連携し、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う。また、緊急時の受け入れを行った場合、次の居場所を確保するための調整を行う。

c 体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供するための調整を行う。

d 専門的な人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度した障害者等に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応のできる人材の養成を行う。

e 地域の体制づくり

地域の課題を把握し、課題の解決を図るとともに、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う。また、他のセンターと連携して、地域生活支援拠点運営協議会を年2回程度開催し、市レベルの課題を把握するとともに対応方針等を協議し市に報告する。

④ 権利擁護・虐待の防止

1) 日常生活自立支援事業・成年後見制度の活用促進

日常判断能力が不十分な為、日常生活に困っている障害者等に対して、自立した地域生活が安心して送れるよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度に関する周知や活用のための支援を行う。

また、養護者による障害者への虐待がある場合、申立てを行える親族がないと思われる場合や、親族があっても申立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認められるときは、速やかに本市に当該障害者等の状況等を報告し、市長申立てを視野に入れた支援を行う。

2) 障害者差別の防止・対応

障害者等及びその家族、その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談を受けた場合、必要に応じて適切な関係機関との連絡・調整を行うほか、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行う。

3) 障害者虐待の防止・対応

障害者虐待に関し、障害者虐待防止センター及び本市と連携・協力し、事実確認・訪問調査、立入調査、対応協議（初動会議、対応方針検討会議、評価会議への参加）を行う。

⑤ 松戸市地域自立支援協議会専門部会の運営

相談支援部会、就労支援部会、こども部会等の松戸市地域自立支援協議会専門部会の事務局を各センターで分担して運営する。専門部会員への出席依頼や資料、議事録の作成を行う。

⑥ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

1) 入居支援

不動産業者に対する物件斡旋依頼、及び家主等との入居契約手続き支援を行う。また、地域において公的保証人制度がある場合には、必要に応じてその利用支援を行う。

2) 居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整

利用者の生活上の課題に応じ、関係機関から必要な支援を受けることができるよう調整を行う。

⑦ 認定調査業務

担当圏域の市民（住所地特例対象者等含む）のうち、障害福祉サービス、障害児通所支援事業及び地域生活支援事業の新規利用申請があった者、又は市が通知した継続利用者について、市の指定する様式に基づき調査を行う。

※住民票上の住所と居住地が異なる場合、他のセンターと連携を図りながら実施すること。

業務内容は次のとおりとする。

- 1) 調査の実施
- 2) 調査結果の報告
- 3) 調査について必要な協力及び障害福祉サービス利用に係る代行申請
- 4) その他調査に関し必要な事項

⑧ 松戸市指定事業

①から⑧までのほか、本市が指定した以下の事業を実施する。

1) 申請代行業務

障害者等及びその家族等の障害福祉サービス等の利用申請手続きの受付、申請代行等の便宜を図るなど、利用者の立場に立って障害福祉サービスの適用の調整及び訪問調査を行う。

2) 福祉相談機関連絡会等の会議及びその他各種研修会への出席

本市が開催する福祉相談機関連絡会、その他各種会議及び研修会へ出席するとともに、それらを通じて本市と緊密な連携を図る。

3) その他

国の制度改正等に伴い、センターにおいて実施する必要が生じた業務その他本市の障害福祉行政の運営に当たって、本市がセンターにおいて実施する必要があるものと判断する業務

(4) 契約期間等

① 契約期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日まで

② 窓口開設日 月～金 なお、国民の祝日に関する法律に規定する休日
12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。

③ 窓口開設時間 午前8時30分から午後7時まで

④ 担当圏域 小金圏域

(担当圏域を超えた業務については、他圏域のセンターと連携を図りながら実施する)

(5) 対象者

障害のある人・保護者・介護者等

(6) 人員について

① 専門職の配置

主任相談支援専門員、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、看護師、介護支援専門員のうちいずれかの資格を有する者

② 事務職員の配置

専従職員を配置し、各週の勤務時間の合計が常勤職員 1 人以上。

③ 人員数

原則として常勤専従で 5 名以上配置すること。(計画相談との兼務可)

※ただし、一般相談と計画相談は別の者が行う。

6. 苦情解決について

(1) 目的

福祉のサービス改善・向上を図ることを目的とする。

(2) 内容

- ① 苦情受付担当者及び苦情解決責任者を置き、随時苦情を受け付ける。
- ② 受け付けた苦情に対し、苦情解決責任者が調整・改善を行う。
- ③ 苦情内容等の記録をし、保管する。

7. 相談支援専門員研修

(1) 目的

相談支援事業の基本理念を貫き、専門的知識と技術をもって事業に当たれるよう、各種研修会等を通じ自己啓発を図ることを目的とする。

(2) 内容

- ① 関係機関各所で行われる研修会に参加する。
- ② 基幹相談支援センター主催の困難事例検討会に参加する。

8. 地域課題への取り組み

(1) 目的

制度に基づかない支援を必要とする人たちについて、解決の糸口となるよう情報収集や情報交換を行い、社会資源の発掘等に繋げられるようにすることを目的とする。

(2) 内容

- ① 松戸市が主催する指定相談支援事業者連絡協議会に参加し、市内の状況について確認をする。
- ② 松戸市自立支援協議会相談支援部会に参加し、地域課題の解決に向けて取り組む。

9. 職員研修

(1) 目的

福祉従事者としての使命を理解し、意欲と熱意をもって取り組むことができる職員の育

成と、社会人・組織人・専門職として求められる能力の開発・向上を目指す。

合同研修の形態については、組織横断的かつ職位や経験等を基に区分して実施するものとし、それぞれの職務段階で必要となる平均的知識・技術の獲得を目指すとともに、互いに磨き合う関係を形成する。

(2) 内容

①施設内研修

- 1) 職員研修担当が講師・スーパーバイザー・ファシリテーターとして行う研修
- 2) 各事業所における OJT 及び研修
- 3) 外部講師を招いて行う研修
- 4) 各事業所からの要請により職員研修担当が行う出前研修

研修事業所及び期間についての詳細は所属長間の打ち合わせにより決定する。

研修年間計画			
実施	テーマ	内 容	形 態
4 月 3 日 4 日	新任職員研修 (1)	松里福祉会における規則・規程や、福祉専門職としての価値前提・支援における着眼点・留意事項等を学ぶ	新任職員合同
5 月 12 日	新任職員研修 (2)	1 か月を振り返るとともに、必要となるフォローアップを図る	新任職員合同
6 月 16 日	初級～中級職員 (1～4 年目) 研修	ASD およびダウン症候群の特性・支援におけるポイントなどを主体的に学び、その成果を発表する。	各事業所
10 月 6 日	新任職員研修 (3)	半年を振り返るとともに、必要となるフォローアップを図る	新任職員合同
	2 年目職員研修 (1)		2 年目職員合同
11 月 10 日	スキルアップ研修	サービス報酬請求に係る一連の内容を理解する	希望者合同
12 月 22 日	選択研修	必要と考えられるテーマを選択し、実施。結果について他事業所と共有する。	各事業所
1 月 26 日	3 年目職員研修	4 年目を迎えるにあたっての振り返りとフォローアップ	3 年目職員合同
2 月中	虐待防止研修	虐待及び身体拘束を組織的に防止するための研修	未定
3 月 8 日	新任職員研修 (4)	1 年間の振り返り (スーパービジョン)	新任職員合同
	2 年目職員研修 (2)		2 年目職員合同

【備 考】

1. 合同研修の実施時間については各コマ 90 分を予定 (17:30～19:00 を基本とし、事前に連絡する)
2. 各事業所開催の研修は 17:00～18:30 を基本とする。ただし、初級～中級職員研修 (6/16) については、1 時間 (17:00～18:00) とする。なお、対象者が存在しない事業所は実施しない。

3. 特別な事情が生じない限り、新任職員研修(1)以外の合同研修は「わかば園」または「第二わかば園」を会場として行うこととする。
4. 「スキルアップ研修」の対象者については、事前に希望アンケートを行う。
5. 2月に実施する「虐待防止研修」については、身体拘束防止（適正化）に向けた内容を含有するものとする。具体的内容については、虐待防止・身体拘束適正化検討委員会において検討し、計画する。
6. 各事業所からの要請により職員研修担当が行う出前研修については、事前に日程・テーマ・ねらい等を相談すること。
7. 通所事業所以外の事業所については、合同研修以外に計画されているものについては、それぞれの状況に応じて外部研修に代替することができるものとする。
8. 12月に行う研修については、年度当初に事業所毎アンケートを実施し、テーマ・実施方法等を独自に決定し、実施する。（アンケートは研修担当が作成する）

②施設外研修

- 1) 各種主催の研修会へ参加
- 2) 研修報告会

③人事交流研修（研修対象者：入職から5年以内の職員）

計画的に職員の交流を行うことで視野を広げ、現在の支援に生かすことを目的とし、法人内の他の事業所と人事交流を行う。